

寒河江市こども計画

(令和7年度～令和 11 年度)

(案)

令和7年 10 月時点

寒河江市

目 次

第1章 計画策定にあたって	3
1 計画策定の背景と趣旨	3
2 計画の位置づけ	5
3 上位計画・関連計画との関係	6
4 計画の期間	6
5 子ども・子育てに関する主な法律・制度	7
6 計画の策定体制	9
7 持続可能な開発目標（SDGs）について	10
第2章 こども・子育てを取り巻く現状	13
1 人口の推移	13
2 一般世帯等の状況	14
3 母子・父子世帯の状況	15
4 婚姻数と離婚数	15
5 出生の動向	16
6 女性の労働力の状況	18
7 障がい児の状況	19
8 支援が必要なこどもの状況	19
9 アンケート調査結果	21
第3章 計画の基本的な考え方	53
1 計画の基本理念	53
2 基本的な方針	54
3 計画の基本目標等	55
4 計画の施策体系	56
第4章 こども・若者世代の施策展開	59
基本目標Ⅰ こども・若者の健やかな育ちを支えるまちづくり	59
施策1 妊娠前からの切れ目のない支援	59
施策2 幼児教育・保育の質の向上	61
施策3 こども・若者の権利の擁護	62
施策4 若者の心の健康支援	63
施策5 結婚・妊娠を希望する若者への支援	63
基本目標Ⅱ 子育てと仕事の両立を支援するまちづくり	64
施策1 子育てと仕事の両立支援	64
施策2 放課後児童クラブの充実	64

施策3	経済的負担の軽減	65
施策4	若者・子育て世代の就労支援	66
基本目標Ⅲ	子育てを地域全体で支えるまちづくり	67
施策1	こどもの貧困対策	67
施策2	虐待防止・早期対応	68
施策3	ヤングケアラー支援	68
施策4	障がいのあるこどもへの支援の充実	69
施策5	こども・若者の安全を守る環境整備	70

第5章	計画の推進体制	73
1	計画の推進に向けた役割	73
2	計画の点検・評価・改善	75

第1章

計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

我が国の少子化は急速に進行しており、合計特殊出生率は、令和元年では 1.36、令和6年では 1.15 と減少傾向が続いています。また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化による子育て家庭の孤立や子育てに不安を抱える保護者の増加、共働きの増加に伴う低年齢児の保育ニーズの増大など、家庭環境や地域における子育てをめぐる環境の著しい変化の中にあり、これらの変化に対応すべく子育て環境の整備が求められています。

そのため、国においては、平成24年8月、子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、「子ども・子育て関連3法」を成立させ、これらの法律に基づく「子ども・子育て支援新制度」の開始に当たり、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を図るために、市町村ごとに「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとし、令和元年10月からは、こどもたちに対し生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の機会を保障し、あわせて子育て世代の経済的な負担軽減を図ることを目的として幼児教育・保育の無償化が実施されました。また、共働き家庭等の「小1の壁」を打破し、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう「新・放課後子ども総合プラン」を策定するなど、子ども・子育てに関する新たな取り組みを進めてきました。

令和5年4月には、こども政策をより強力に推進していくため、「こども家庭庁」が設立され、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法である「こども基本法」が施行されました。さらに、同年12月には少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つの大綱を一つに束ねた「こども大綱」が策定されました。

この「こども大綱」は、これまで別々に作成・推進されてきた、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つのこどもに関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的方針や重要事項等を一元的に定めたものとなっており、すべてのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、等しくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる「こどもみんなか社会」をめざすことが掲げられています。

本市では、これまで取り組んできた「寒河江市子ども・子育て支援事業計画」や「寒河江市母子保健計画」との整合性を図り、「こども基本法」及び「こども大綱」に基づいた各種施策の実施や新たに生じた課題等を解決するための施策を地域全体で総合的かつ強力に推進していくため、こども・子育て支援をはじめ少子化対策やこどもの貧困対策、こども・若者育成支援等の施策を統合し一体的に取りまとめた「寒河江市こども計画」を策定します。

こども大綱の概要

こども大綱では、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、以下の6本の柱を政府におけるこども施策の基本的な方針とするとされています。

「こどもまんなか社会」とは

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会

こども大綱の6本の柱

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路(あいろ)の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

こども施策に関する重要事項

- ①ライフステージを通じた重要事項
- ②ライフステージ別の重要事項(こどもの誕生から幼児期まで、学童期、思春期、青年期)
- ③子育て当事者への支援に関する重要事項

こども施策を推進するために必要な事項

- ①こども・若者の社会参画・意見反映
- ②こども施策の共通の基盤となる取組

2 計画の位置づけ

こども基本法第 10 条において、市町村はこども大綱・都道府県こども計画を勘案して「市町村こども計画」を作成することに努めることとされています。

本計画は、こども基本法に基づく「市町村こども計画」として策定します。また、次に掲げる計画を本計画に包含させ、一体的に取り組むものとしします。

計画名称	根拠法
こども計画	こども基本法第 10 条
子ども・若者計画	子ども・若者育成支援推進法第 9 条
こどもの貧困の解消に向けた対策計画	こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条

【計画の対象】

本計画は、乳幼児期(義務教育年齢に達するまで)、学童期(小学生年代)及び思春期(中学生年代からおおむね 18 歳まで)だけでなく、青年期(おおむね 18 歳以降からおおむね 30 歳未満まで)、施策によっては、40 歳未満までのポスト青年期の者を対象とします。

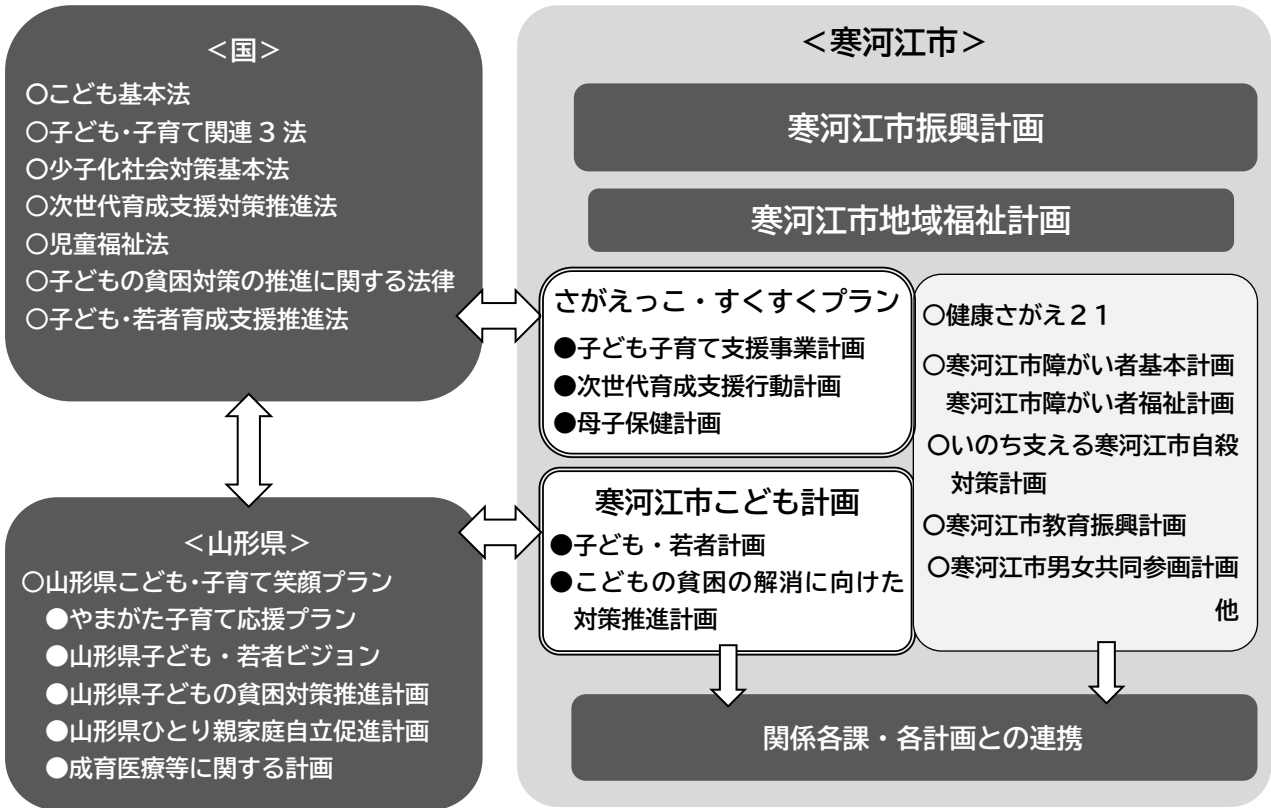
「こども」・「若者」の定義について

こども基本法では「こども」は 18 歳や 20 歳といった年齢で必要なサポートが途切れないように「心身の発達の過程にある者」と定義されており、こども大綱では乳幼児期、学童期、思春期、青年期に分けてライフステージ別に重要事項が示されています。このことから、本計画においては、こどもが若者となり大人として円滑な社会生活を送ることができるようになるまで切れ目なく支援が出来るよう上記のとおり対象とします。

3 上位計画・関連計画との関係

本計画の策定にあたっては、「寒河江市振興計画」を最上位計画、寒河江市地域福祉計画を上位計画とし、寒河江市障がい者基本計画・寒河江市障がい者福祉計画、いのち支える寒河江市自殺対策計画、寒河江市教育振興計画、寒河江市男女共同参画計画等との連携を図りつつ、子ども・子育て支援に関する専門的・個別的な領域を受け持つものとなります。

■ 他計画等との連携



4 計画の期間

本計画の期間は、法に基づき令和7年度から令和11年度までの5年間とします。
また、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、適宜、計画の見直しを行うものとします。

令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
第2期 さがえっこ・すくすくプラン					第3期 さがえっこ・すくすくプラン				
					寒河江市子ども計画				

5 子ども・子育てに関する主な法律・制度

■ 子ども・子育て関連3法成立以降の子ども・子育てに関する主な法律、制度

平成	法律・制度等	内容
24 年度	子ども・子育て関連3法	子ども・子育て支援事業の策定が明記
25 年度	待機児童解消加速化プラン	平成 29 年度末までに 40 万人分の保育の受け皿を確保（⇒平成 27 年に 50 万人分に拡大）
	子どもの貧困対策の推進に関する法律	子どもの貧困対策計画の策定が明記（⇒平成 26 年 8 月 29 日子どもの貧困対策に関する大綱閣議決定）
26 年度	次世代育成支援対策推進法	令和 7 年 3 月末までの時限立法に延長
27 年度	子ども・子育て支援事業計画	新制度開始。市町村子ども・子育て支援事業計画、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画スタート（計画期間：平成 27 年度～平成 31 年度）
	保育士確保プラン	加速化プランの確実な実施に向け、平成 29 年度末までに 7 万人の保育士を確保（⇒平成 27 年に 9 万人分に拡大）
	少子化社会対策大綱改定	子育て支援施策の一層の充実、若い年齢での結婚・出産の希望の実現、多子世帯への一層の配慮、男女の働き方改革、地域の実情に即した取り組みの強化
28 年度	子ども・子育て支援法一部改正	待機児童解消加速化プランにより 40 万人⇒50 万人分に上乗せされた 10 万人分の受け皿確保について、内訳の 5 万人分を企業主導型保育の設置により対応
	ニッポン一億総活躍プラン	保育士の処遇について、新たに 2%相当の改善。平成 30 年度以降も保育の確保に取り組む。
	切れ目のない保育のための対策	待機児童の解消に向けて取り組む市町村を支援するため、施設整備、入園予約制、保育コンシェルジュの展開などを明確化
28 年度	児童福祉法改正	児童虐待についての発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化に向けた、児童福祉法の理念明確化、子育て世代包括支援センター設置についての法定化など（一部平成 29 年 4 月施行）
29 年度	子育て安心プラン	令和 2 年度末までに全国の待機児童を解消、待機児童ゼロを維持しつつ女性の就業率 80%を達成
	新しい経済政策パッケージ	「人づくり改革」において、教育・保育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化などを掲げる。

平成	法律・制度等	内容
30 年度	子ども・子育て支援法一部改正	事業主拠出金の率の上限の引上げ、充当対象の拡大、待機児童解消等の取組の支援、広域調整の促進による待機児童の解消（都道府県がまとめ役となる）など
	新・放課後子ども総合プラン	令和 5 年度末までに放課後児童クラブの約 30 万人分の受け皿の拡大と一体型放課後子供教室の促進

令和	法律・制度等	内容
元年度	幼児教育・保育の無償化	10 月から開始。認可保育サービスや幼稚園、認定こども園の利用について 0～2 歳の住民税非課税世帯、3～5 歳の全世帯を対象に実施
2 年度	子ども・子育て支援事業計画（第 2 期）	市町村子ども・子育て支援事業計画、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画（第 2 期）開始（計画期間：令和 2 年度～令和 6 年度）
4 年度	子ども・子育て支援法一部改正	市町村子ども・子育て支援事業計画に定める任意的記載事項の追加、施設型給付費等支給費用に充てることができる事業主拠出金の上限割合の引上げ、子育て支援に積極的に取り組む事業主に対する助成制度の創設
	児童手当法の一部改正	児童手当の特例給付について、高所得者を対象外とする。
5 年度	こども家庭庁の創設	こどもの最善の利益を第一として、こどもの視点に立った当事者目線の政策を強力に進めていくことを目指す。
	こども基本法の成立	全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的とする。
	こども大綱の閣議決定	これまで別々に作成・推進されてきた少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱及び子供の貧困対策に関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定める。
6 年度	次世代育成支援対策推進法	令和 17 年 3 月までの時限立法に再延長
	子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部改正	子どもの貧困対策の推進に関する法律の名称が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改められる。
	児童手当法の一部改正	所得による支給除外がなくなり、高校生年代まで支給対象を拡大 支給回数の増加により、早めの支給・頻度増加

6 計画の策定体制

(1)子ども・子育て支援推進会議の設置

本計画の内容を審議し意見が広く反映されるよう、地域の関係者や一般公募から選ばれた市民代表者などの委員で構成される「寒河江市子ども・子育て支援推進会議」を開催し、計画内容の検討を行いました。

(2)子ども・子育て支援に関するアンケート調査の実施及び若者意識調査の実施

子育て世帯の生活状況や保護者の意識、こどもや若者自身の生活実態・将来に対する考え方などを明らかにし、子育て支援に関するニーズや課題を整理し、得られた調査結果を計画に反映させることを目的に、アンケート調査を実施し、こどもや若者からの意見などを踏まえ、今後の子育て支援やこども・若者支援を展開していくための基礎資料としました。

(3)パブリックコメントの実施

寒河江市では、市政に関する基本的な事項を定める計画などの素案に対し、市民が意見を提出できるようにすることで協働によるまちづくりの実現を図るため、パブリックコメント制度を導入しています。

本計画の素案をパブリックコメントの手続きにより公表し、令和7年11月21日から令和7年12月19日まで意見の募集を実施し、市民からの計画に対する意見等を精査しながら必要に応じて計画書に反映するなど、市民意見の反映に努めました。

7 持続可能な開発目標(SDGs)について

SDGs(エス ディー ジーズ)とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」のことで、2030年までに達成する17の目標と169のターゲットで構成され、「誰一人取り残さない」ことを理念とした国際社会共通の目標です。SDGsは発展途上国だけでなく、先進国自身が取り組む普遍的なものであり、自治体においても地方創生を推進するため、その達成に向けた推進が求められています。

本市においても、「誰一人として取り残さない」という包括的な視点のもと、全ての人の平等かつ公平な社会参画をめざし、取り組みを進めていきます。

本計画に関連するSDGsの目標は、以下のとおりです。



第2章

こども・子育てを取り巻く現状

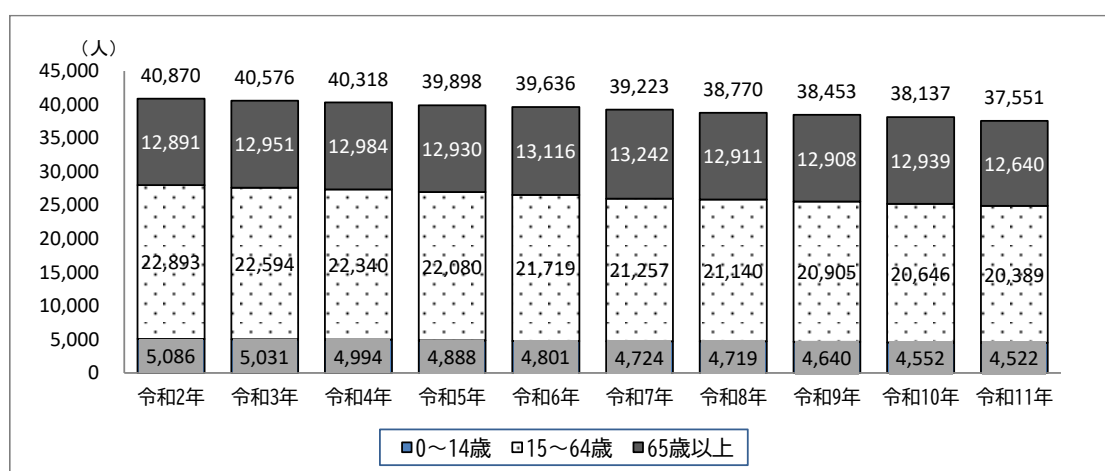
第2章 こども・子育てを取り巻く現状

1 人口の推移

(1)人口の推移

人口の推移をみると、総人口は徐々に減少しており、令和7年は39,223人となっています。令和8年以降も減少が続けることが予想されており、令和11年には37,551人になると見込まれています。

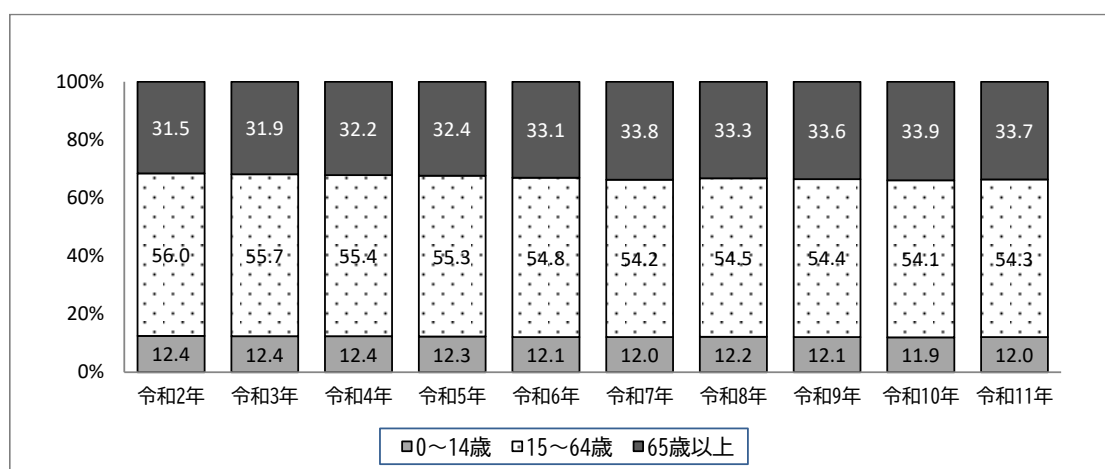
年齢3区分別でみると、「14歳以下」と「15～64歳」は減少傾向となっているのに対して、「65歳以上」は増加傾向となっています。令和8年以降も、少子高齢化の傾向は続くことが予想されますが、増加傾向を見せていた「65歳以上」についても、横ばいから減少傾向となることが予想されます。



資料：令和7年までは住民基本台帳（各年4月1日）
令和8年以降はコーホート変化率法による推計値

(2)年齢3区分の人口割合の推移

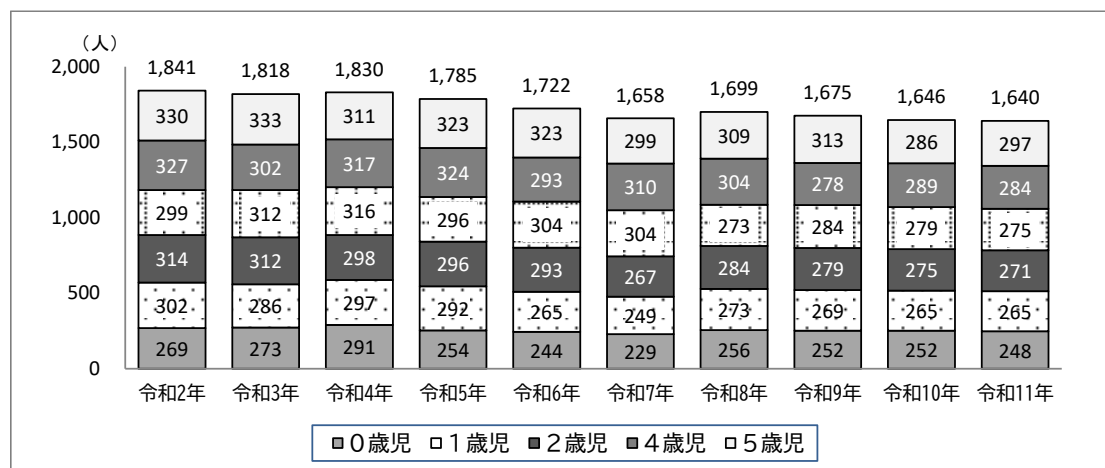
年齢3区分の人口割合の推移をみると、人口推移と同様に「14歳以下」と「15～64歳」が減少傾向で、「65歳以上」は増加傾向となっています。



資料：令和7年までは住民基本台帳（各年4月1日）
令和8年以降はコーホート変化率法による推計値

(3)こどもの年齢別人口の推移

こどもの年齢別人口の推移をみると、令和2年以降減少しており、令和7年は 1,658 人となっています。令和8年以降も横ばいから減少傾向が続き、令和11年には1,640 人になると見込まれています。

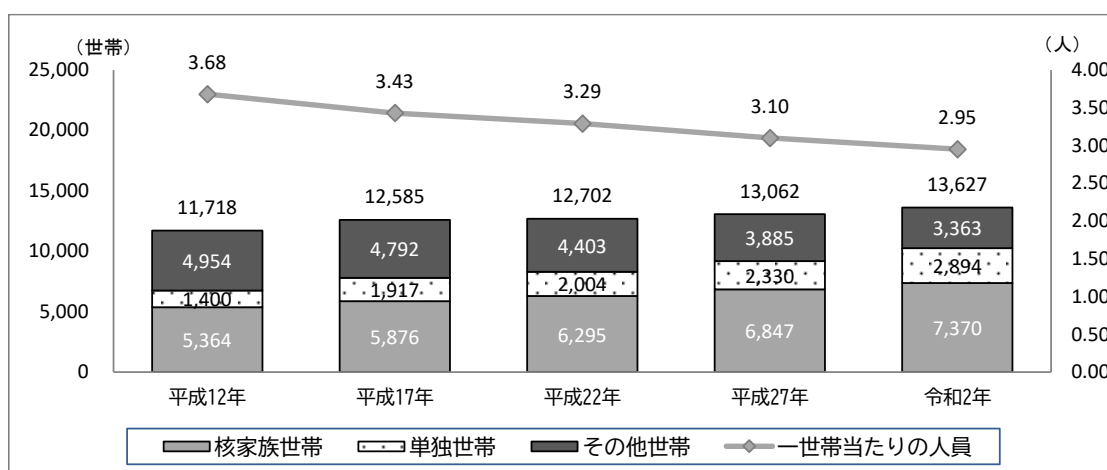


資料：令和7年までは住民基本台帳（各年4月1日）
令和8年以降はコーホート変化率法による推計値

2 一般世帯等の状況

一般世帯等の状況をみると、一般世帯の総数は増加しており、令和2年は 13,627 世帯となっています。また、内訳をみると、「核家族世帯」と「単独世帯」が増加しています。

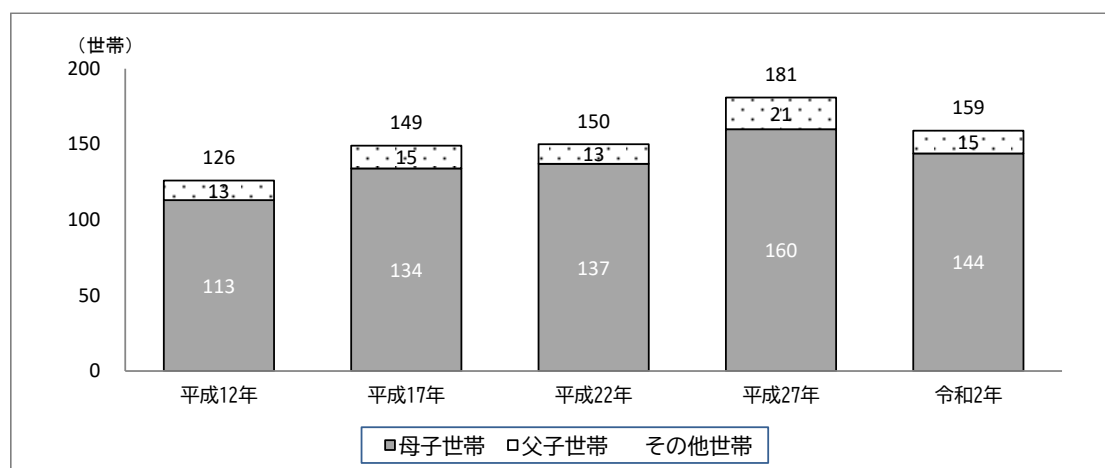
一般世帯数が増加するに伴い、「一世帯当たり人員」は年々減少しており、令和2年は 2.95 人となっています。



資料：国勢調査

3 母子・父子世帯の状況

母子・父子世帯の状況をみると、「母子世帯」は年々増加しており、「父子世帯」も増減しつつ推移していますが全体としては増加傾向で、令和2年には「母子世帯」が144世帯、「父子世帯」が15世帯となっています。

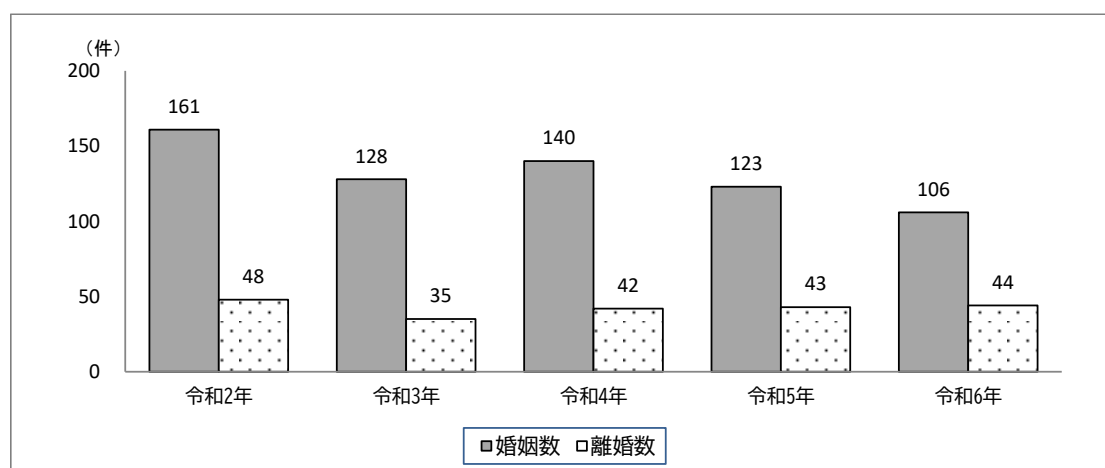


資料：国勢調査

4 婚姻数と離婚数

婚姻の状況をみると、令和2年の161件から減少傾向で推移しており、令和6年には106件となっています。

また、離婚の状況をみると、令和2年の48件から、令和6年の44件とほぼ横ばいで推移しています。

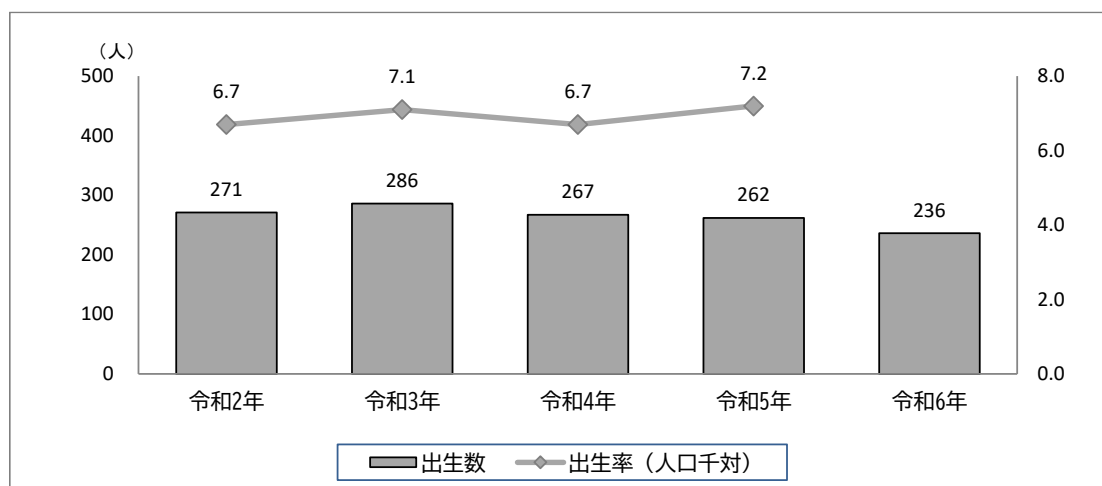


資料：寒河江市

5 出生の動向

(1) 出生数の推移

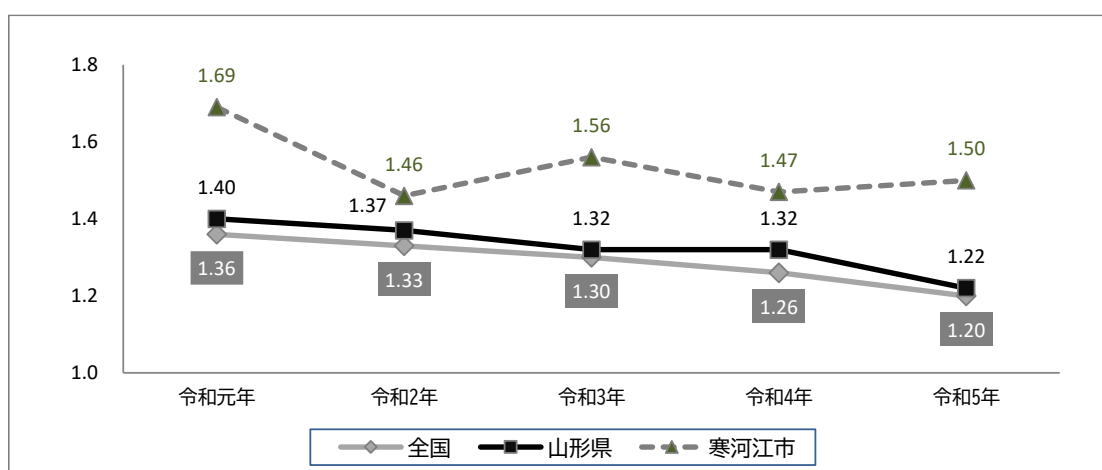
出生数の推移をみると、増減しつつ推移しており、令和6年は「出生数」が236人、令和5年の「出生率(人口千対)」は7.2となっています。



資料：寒河江市統計

(2) 合計特殊出生率の推移

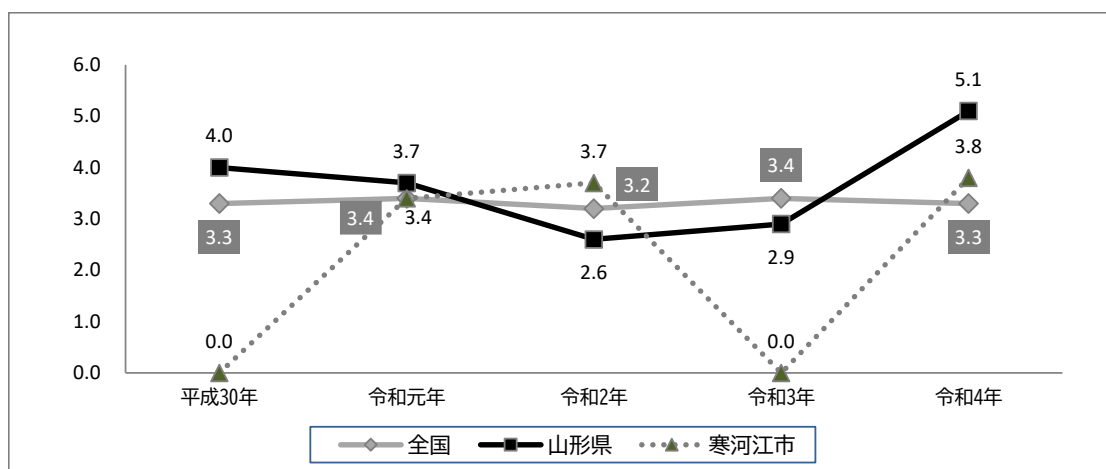
合計特殊出生率の推移をみると、すべての年で「全国」と「山形県」を上回っており、令和5年には1.50となっています。



資料：厚生労働省資料、山形県保健福祉統計年報

(3) 周産期死亡率の推移

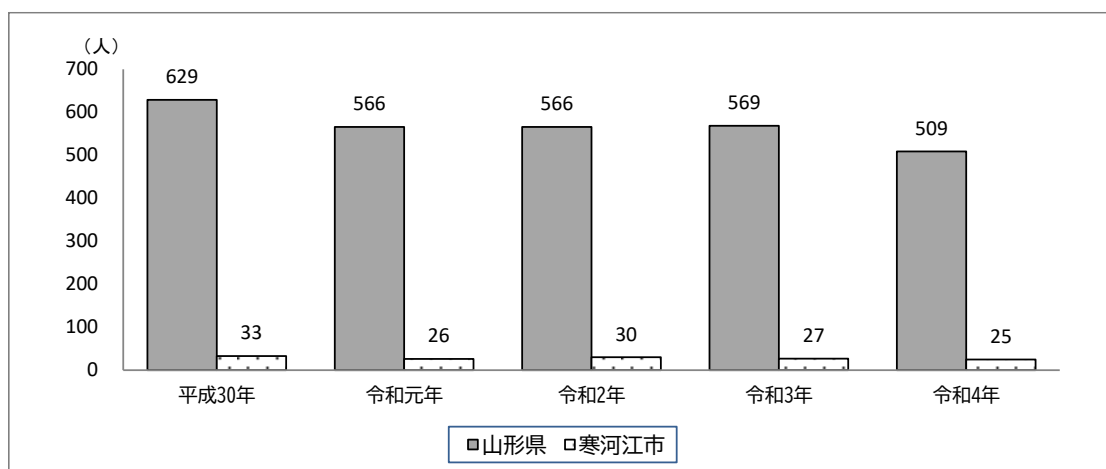
周産期死亡率の推移をみると、令和2年は「全国」と「山形県」を上回りましたが、平成30年と令和3年は0.0となっています。



資料：山形県保健福祉統計年報

(4) 低出生体重児の出生数の推移

低出生体重児の出生数の推移をみると、「寒河江市」は平成30年に33人で最も多くなっており、それ以外は30人以下で推移しています。



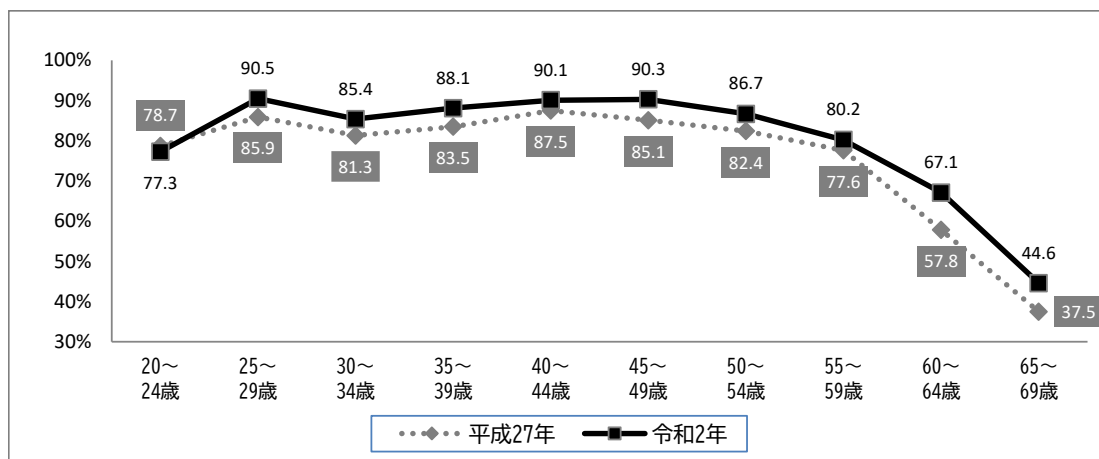
資料：山形県保健福祉統計年報

6 女性の労働力の状況

(1) 女性の労働力率の推移

平成27年と令和2年の女性の労働力率を比較すると、20～24歳を除く、全ての年代で令和2年度の就労率が高くなっています。

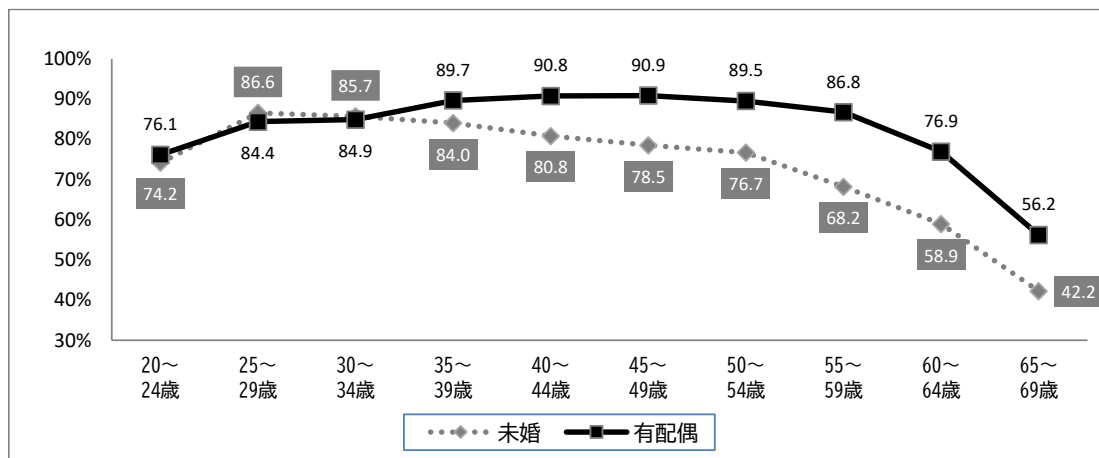
令和2年の女性の労働力率では、特に“25～39歳”で上昇が目立っており、20代後半から30代にかけてのM字カーブのへこみが大きくなっています。



資料：国勢調査

(2) 未婚・有配偶の労働力率

未婚・有配偶の労働力率をみると、“20～34歳”までは「未婚」「有配偶」とも同程度の割合となっていますが、それ以降はおおむね「有配偶」の方が高くなっています。

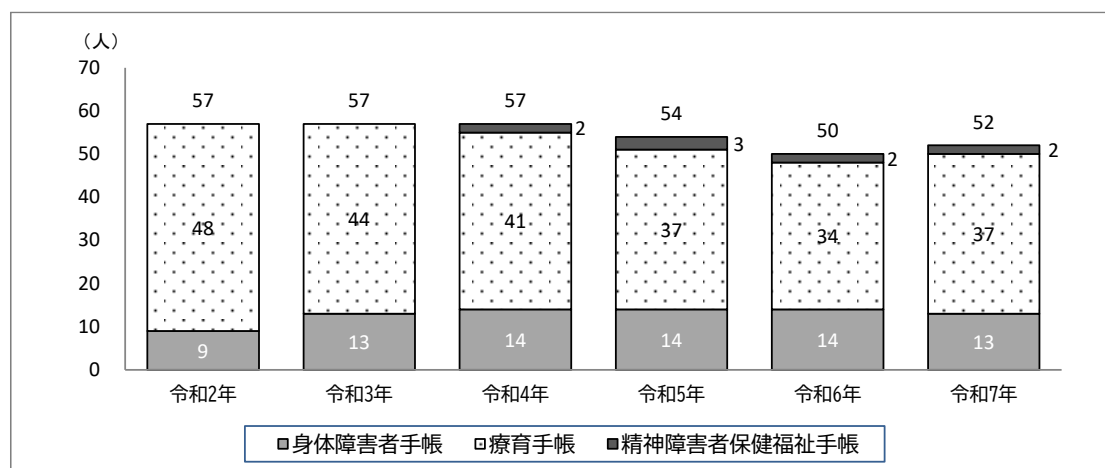


資料：令和2年国勢調査

7 障がい児の状況

障がい児の状況をみると、出生数のゆるやかな減少に伴い、全体的に減少しています。

令和7年は「身体障害者手帳」が13人、「療育手帳」が37人、「精神障害者保健福祉手帳」が2人となっており、総数は52人となっています。

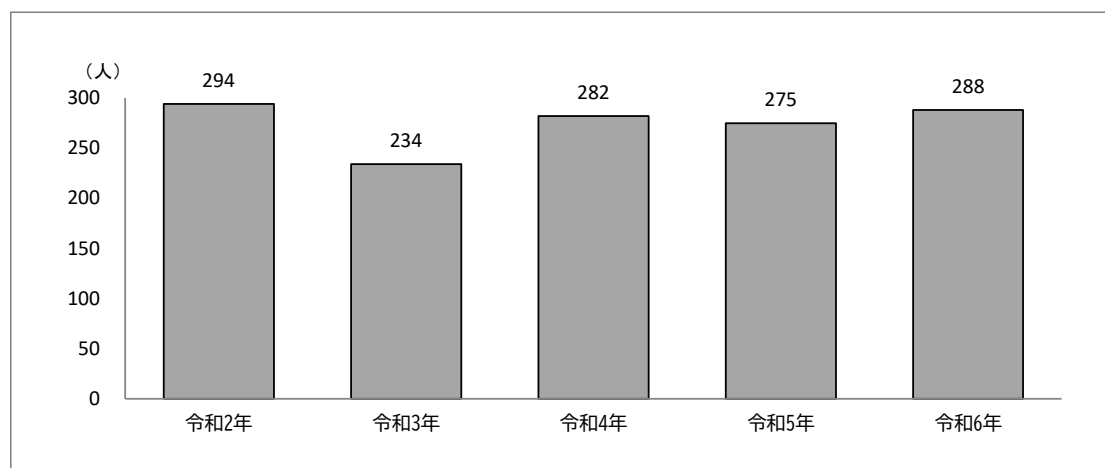


資料：寒河江市管理システムより（各年4月1日時点）

8 支援が必要なこどもの状況

(1) 児童扶養手当受給者の推移

児童扶養手当受給者の推移をみると、令和2年の294人から令和6年の288人までと年ごとの増減はみられるものの、ほぼ横ばいで推移しています。



資料：寒河江市

(2)要保護・要支援児童・生徒の状況

令和2年以降の小学校の要保護児童は令和3年、令和5年、令和6年、令和7年に1人となっています。準要保護児童は令和2年の153人から令和7年には115人と減少しています。

区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
小学校の要保護児童数	0	1	4	1	1	1
小学校の準要保護児童数	153	148	133	132	139	115
合計	153	149	137	133	140	116

資料：寒河江市

令和2年以降の中学校の要保護生徒は令和4年に3人、令和5年に1人となっています。準要保護生徒は令和2年の105人から令和7年には77人と減少しています。

区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
中学校の要保護生徒数	0	0	3	1	0	0
中学校の準要保護世帯数	105	104	92	85	78	77
合計	105	104	95	86	78	77

資料：寒河江市

9 アンケート調査結果

(1)調査の目的

本計画の策定に当たって、子育て世帯の生活状況や保護者の意識、こどもや若者自身の生活実態・将来に対する考え方などを明らかにし、子育て支援に関するニーズや課題を整理することを目的として、アンケート調査を実施しました。

(2)調査対象者

- 寒河江市在住の小学生(5・6年生)
- 寒河江市在住の中学校(1～3年生)
- 寒河江市在住の高校生(1～3年生)
- 寒河江市在住の小・中・高生の対象者の保護者
- 寒河江市在住の18歳～39歳の若者

(3)調査方法及び調査期間

- 小中学生とその保護者 令和7年6月12日～6月30日
学校を通して依頼文を配布し、WEBにて回答
- 高校生とその保護者 令和7年6月11日～6月30日
郵送にて依頼文を発送し、WEBにて回答
- 18歳～39歳の若者 令和7年6月14日～6月30日
郵送にて依頼文を発送し、WEBにて回答

(4)配布件数・回収状況等

調査種類	配布件数	回収数	有効回答率
小学生(5・6年生)	651	241	37.0%
中学校(1～3年生)	1,083	186	17.2%
高校生(1～3年生)	761	150	19.7%
小・中・高生の対象者の保護者	2,495	711	28.5%
18歳～39歳の若者	2,287	526	23.0%

(5)集計上の留意点

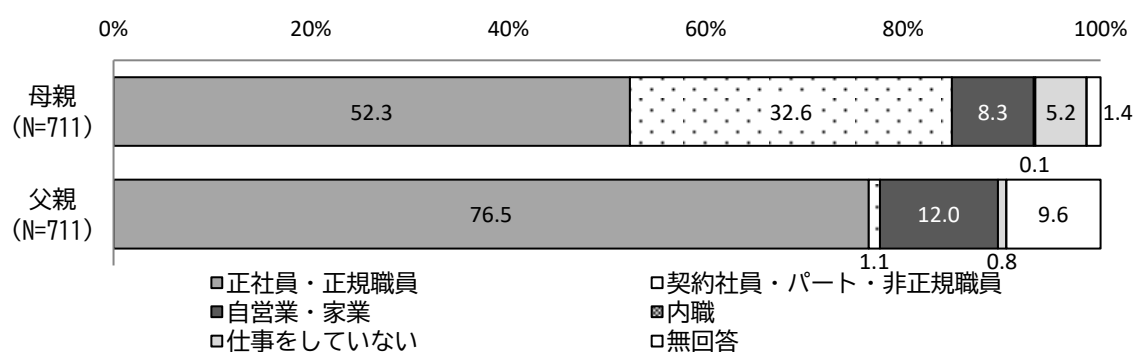
- ①グラフ中の「N=」は、母数となるサンプル数(回答者数)を示している。
- ②集計結果は四捨五入の関係上、百分率の合計が100%にならない場合がある。
- ③複数回答の設問は、すべての構成比(%)を合計すると100%を超える場合がある

(6)こどもの生活状況調査結果:保護者

①親の就労状況

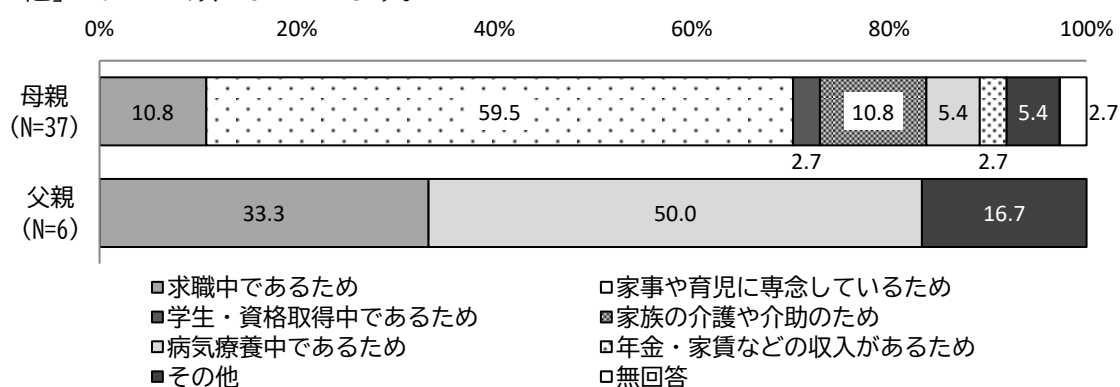
親の就業形態についてみると、母親では「正社員・正規職員」が 52.3%で最も多く、次いで「契約社員・パート・非正規職員」32.6%、「自営業・家業」8.3%の順となっています。

父親では「正社員・正規職員」が 76.5%で最も多く、次いで「自営業・家業」12.0%、「契約社員・パート・非正規職員」1.1%の順となっています。



仕事をしていない最も主な理由についてみると、母親では「家事や育児に専念しているため」が 59.5%で最も多く、次いで「求職中であるため」10.8%、「家族の介護や介助のため」10.8%、「病气療養中であるため」5.4%の順となっています。

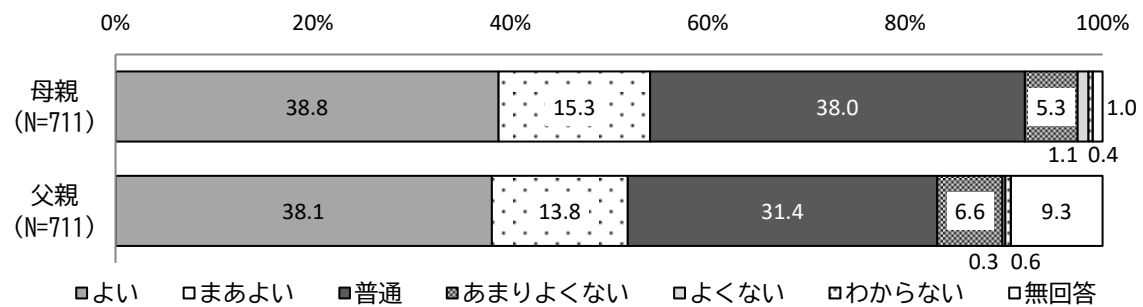
父親では「病气療養中であるため」が 50.0%で最も多く、次いで「求職中であるため」33.3%、「その他」16.7%の順となっています。



②親の健康状態

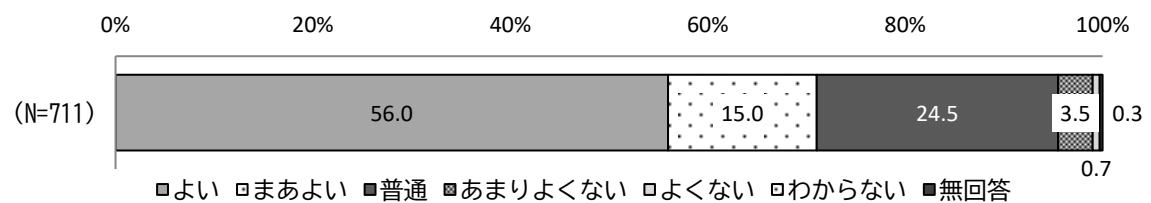
親の健康状態についてみると、母親では「よい」が 38.8%で最も多く、次いで「普通」38.0%、「まあよい」15.3%の順となっています。

父親では「よい」が 38.1%で最も多く、次いで「普通」31.4%、「まあよい」13.8%の順となっています。



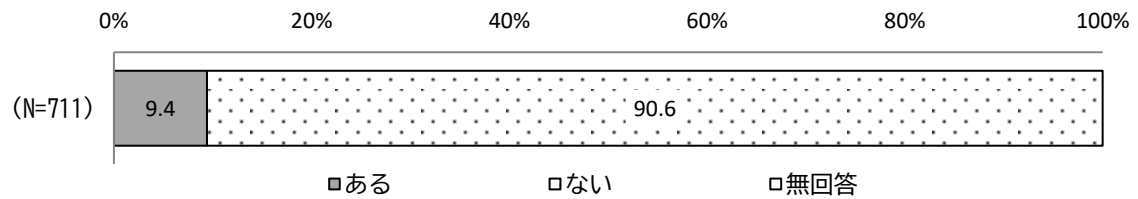
③こどもの健康状態

こどもの健康状態についてみると、「よい」が 56.0%で最も多く、次いで「普通」24.5%、「まあよい」15.0%の順となっています。

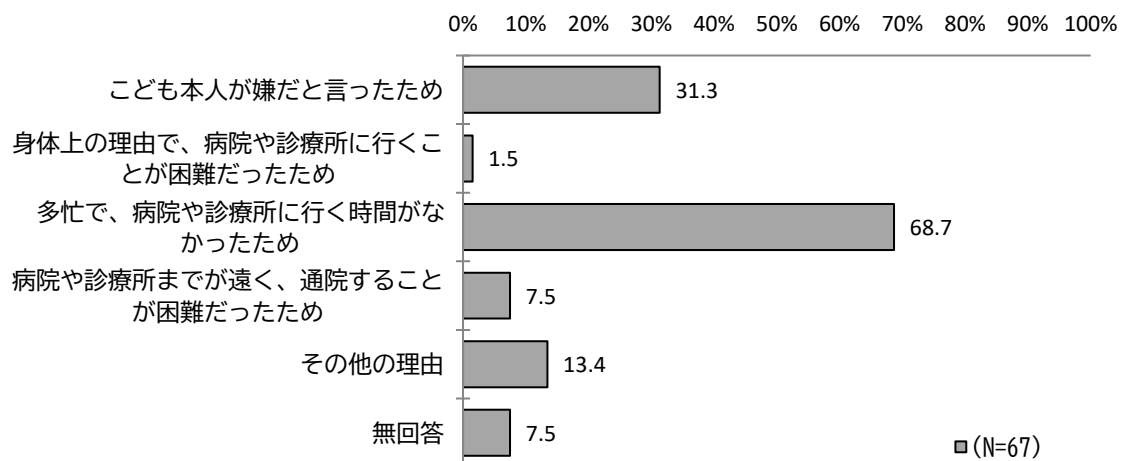


④こどもの病院や診療所の受診の状況

こどもの病院や診療所の受診の有無についてみると、「ある」が 9.4%、「ない」が 90.6%となっています。



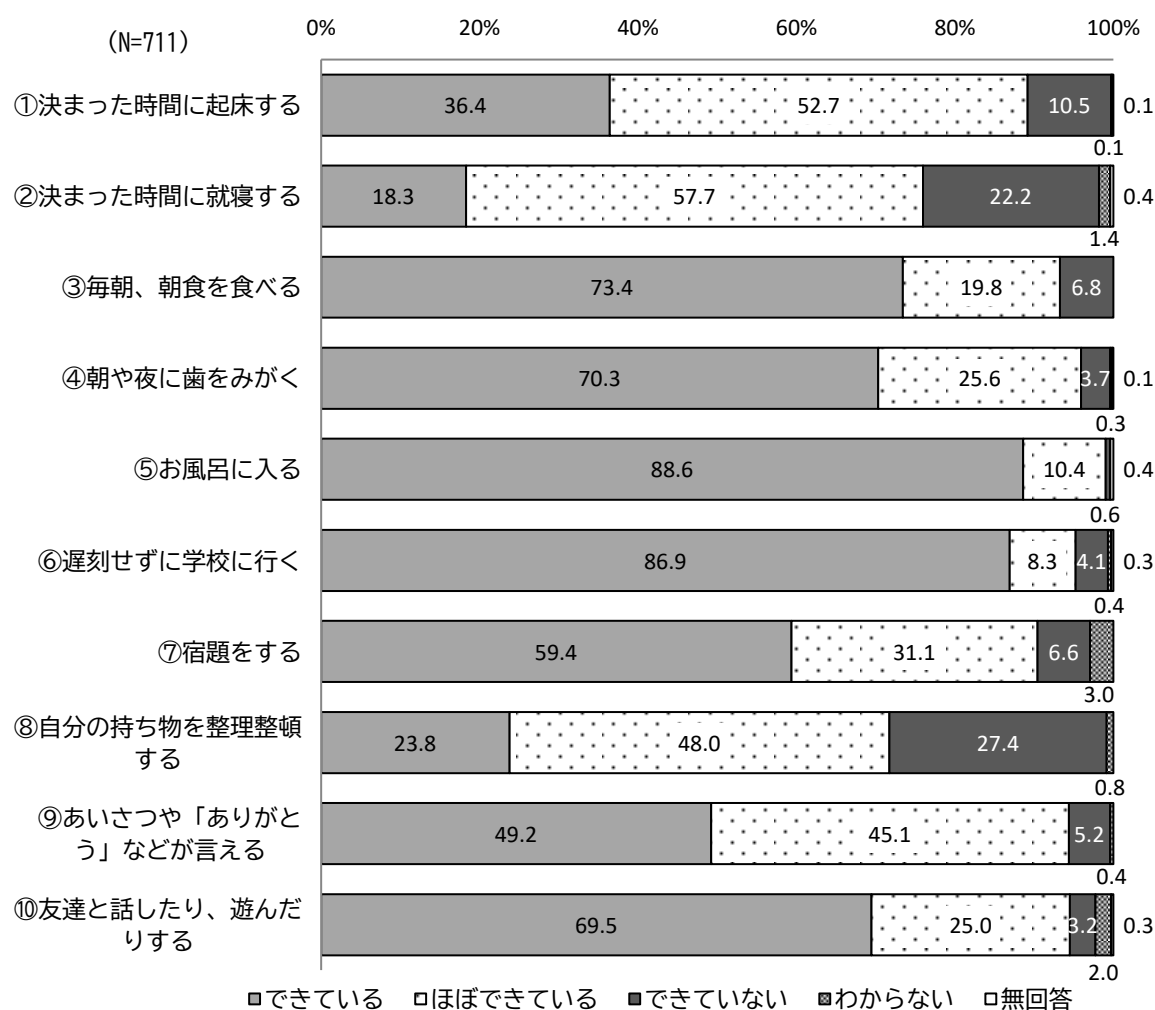
受診しなかった理由についてみると、「多忙で、病院や診療所に行く時間がなかったため」が 68.7%で最も多く、次いで「こども本人が嫌だと言ったため」31.3%、「その他の理由」13.4%の順となっています。



⑤こどもの基本的な生活・学習習慣

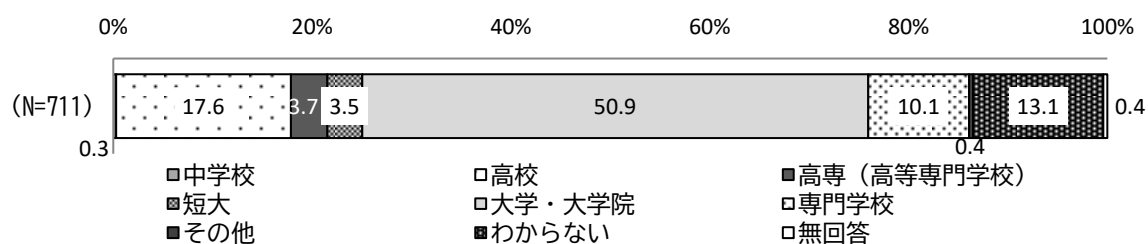
こどもの基本的な生活・学習習慣についてみると、「できている」の割合は「⑤お風呂に入る」「⑥遅刻せずに学校に行く」では8割台、「③毎朝、朝食を食べる」「④朝や夜に歯をみがく」では7割台、「⑩友達と話したり、遊んだりする」では6割台と高くなっています。

また、「できている(できている+ほぼできている)」の割合でみると「③毎朝、朝食を食べる」「④朝や夜に歯をみがく」「⑤お風呂に入る」「⑥遅刻せずに学校に行く」「⑦宿題をする」「⑨あいさつや「ありがとう」などが言える」「⑩友達と話したり、遊んだりする」では9割台、「①決まった時間に起床する」では8割台、「②決まった時間に就寝する」「⑧自分の持ち物を整理整頓する」では7割台となっており、全体的にできている割合が高くなっています。

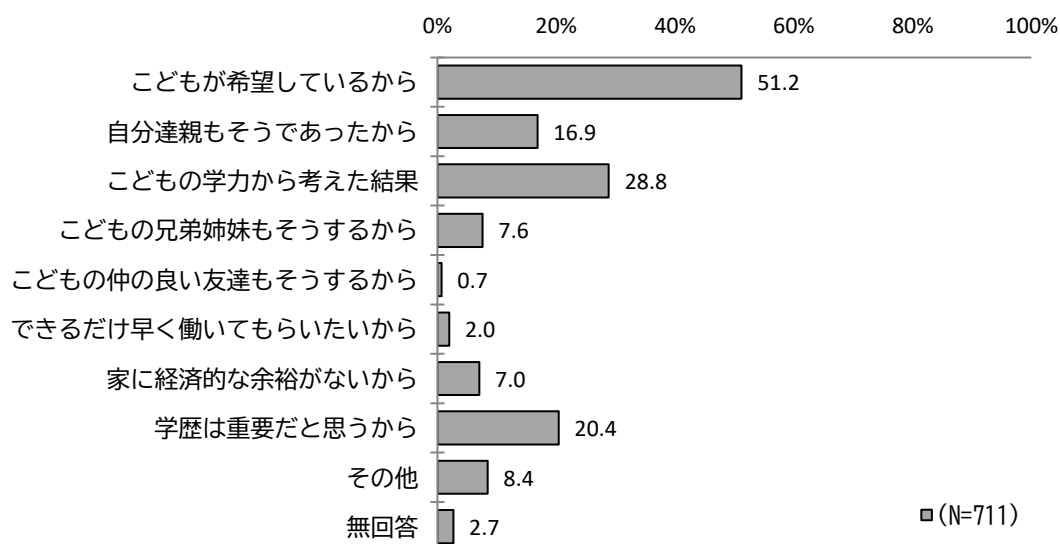


⑥こどもの将来の現実的な進学先

こどもの将来の進学先についてみると、「大学・大学院」が 50.9%で最も多く、次いで「高校」17.6%、「わからない」13.1%の順となっています。

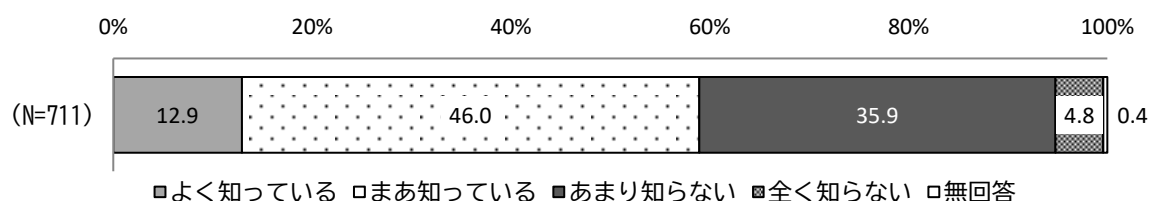


こどもの将来の進学先についてそう考える理由をみると、「こどもが希望しているから」が 51.2%で最も多く、次いで「こどもの学力から考えた結果」28.8%、「学歴は重要だと思うから」20.4%の順となっています。



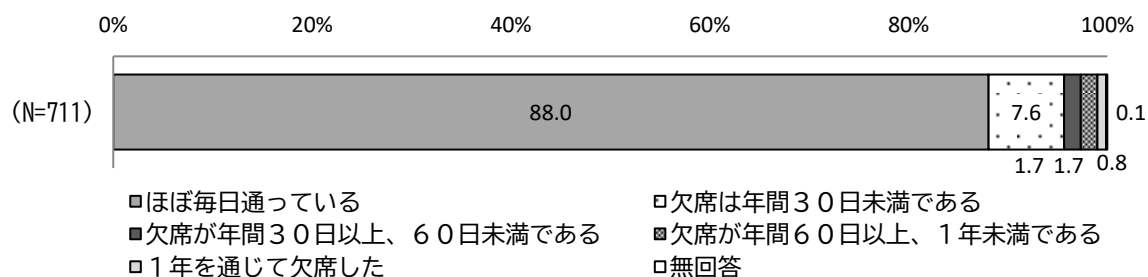
⑦高校や大学等へ進学するための奨学金制度

高校や大学等へ進学するための奨学金制度の認知度についてみると、「まあ知っている」が 46.0%で最も多く、次いで「あまり知らない」35.9%、「よく知っている」12.9%の順となっています。



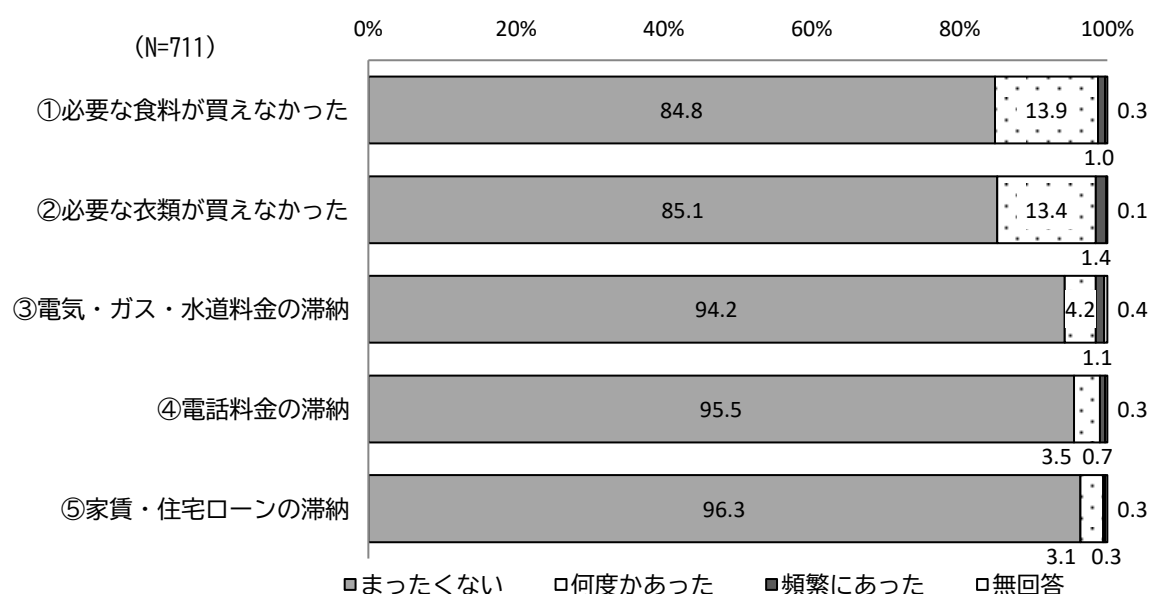
⑧こどもの登校の状況(昨年1年間)

こどもの登校の状況(昨年1年間)についてみると、「ほぼ毎日通っている」が 88.0%で最も多く、次いで「欠席は年間30日未満である」7.6%、「欠席が年間30日以上、60日未満である」「欠席が年間60日以上、1年未満である」1.7%の順となっています。



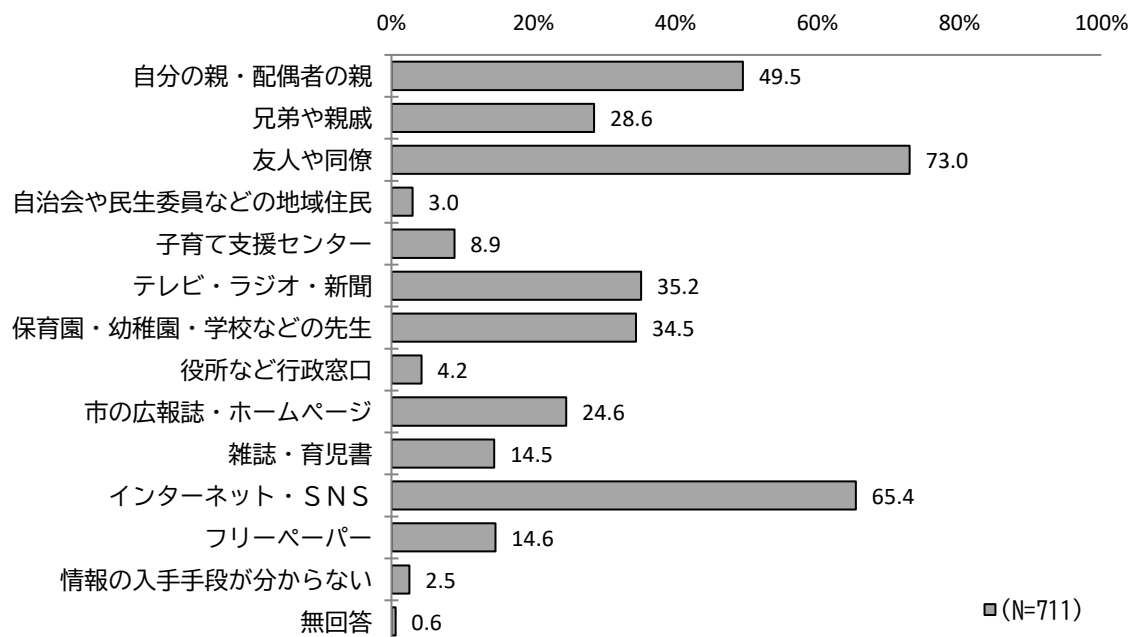
⑨過去1年間の経済的な理由による経験

過去1年間の経済的な理由による経験についてみると、「①必要な食料が買えなかった」「②必要な衣類が買えなかった」の「あった(何度かあった+頻繁にあった)」の割合は他の項目と比べると若干高くなっています。

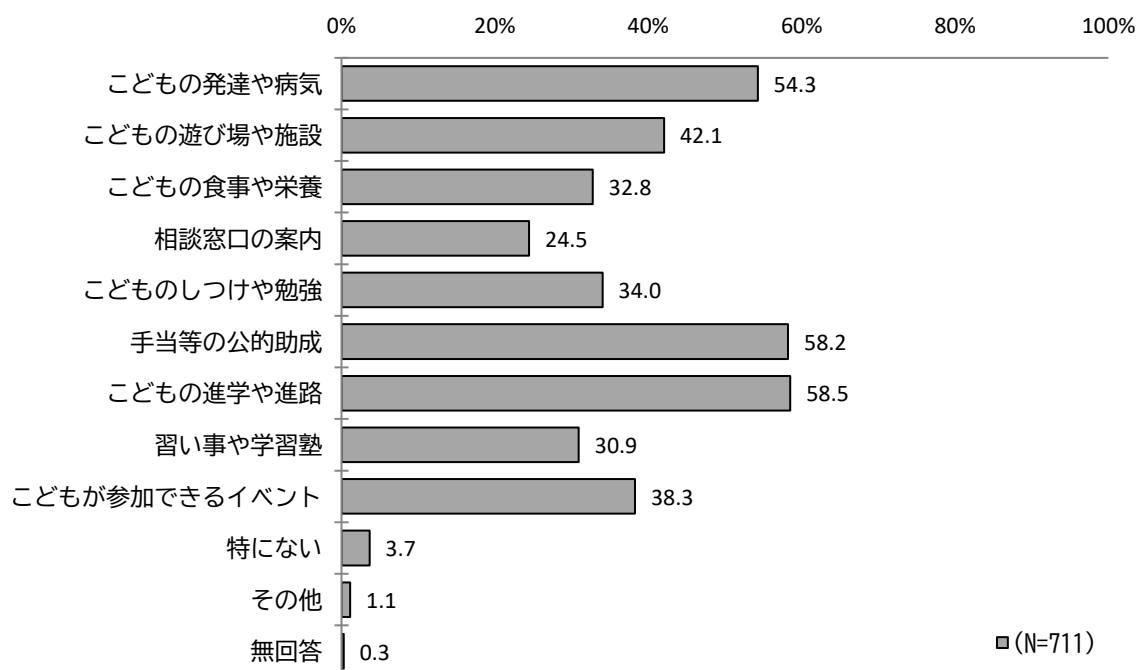


⑩子育てに関する情報

子育てに関する情報の入手方法についてみると、「友人や同僚」が 73.0%で最も多く、次いで「インターネット・SNS」65.4%、「自分の親・配偶者の親」49.5%の順となっています。

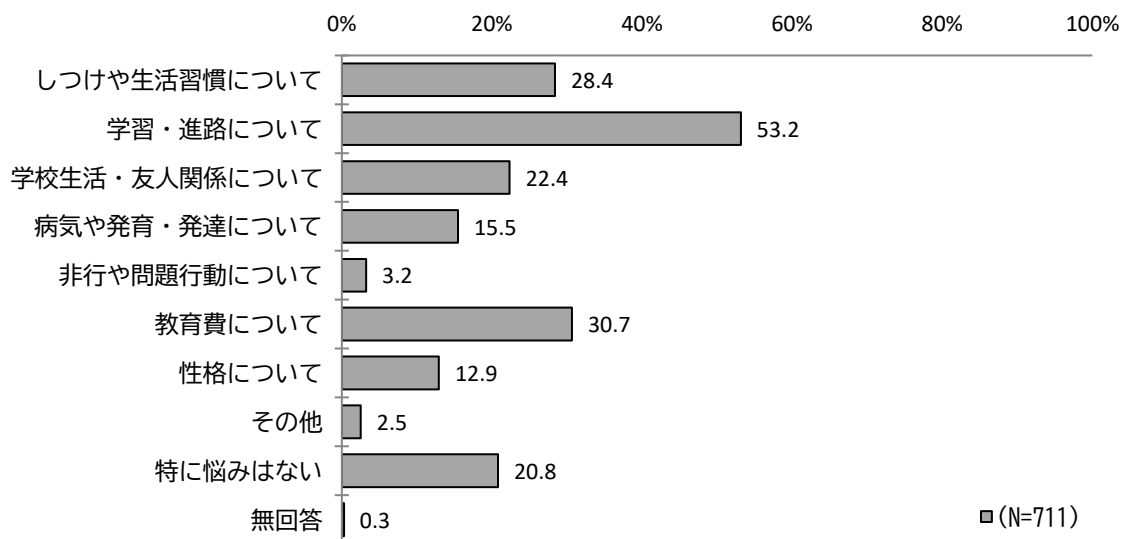


子育てに関して必要な情報の内容についてみると、「こどもの進学や進路」が 58.5%で最も多く、次いで「手当等の公的助成」58.2%、「こどもの発達や病気」54.3%の順となっています。

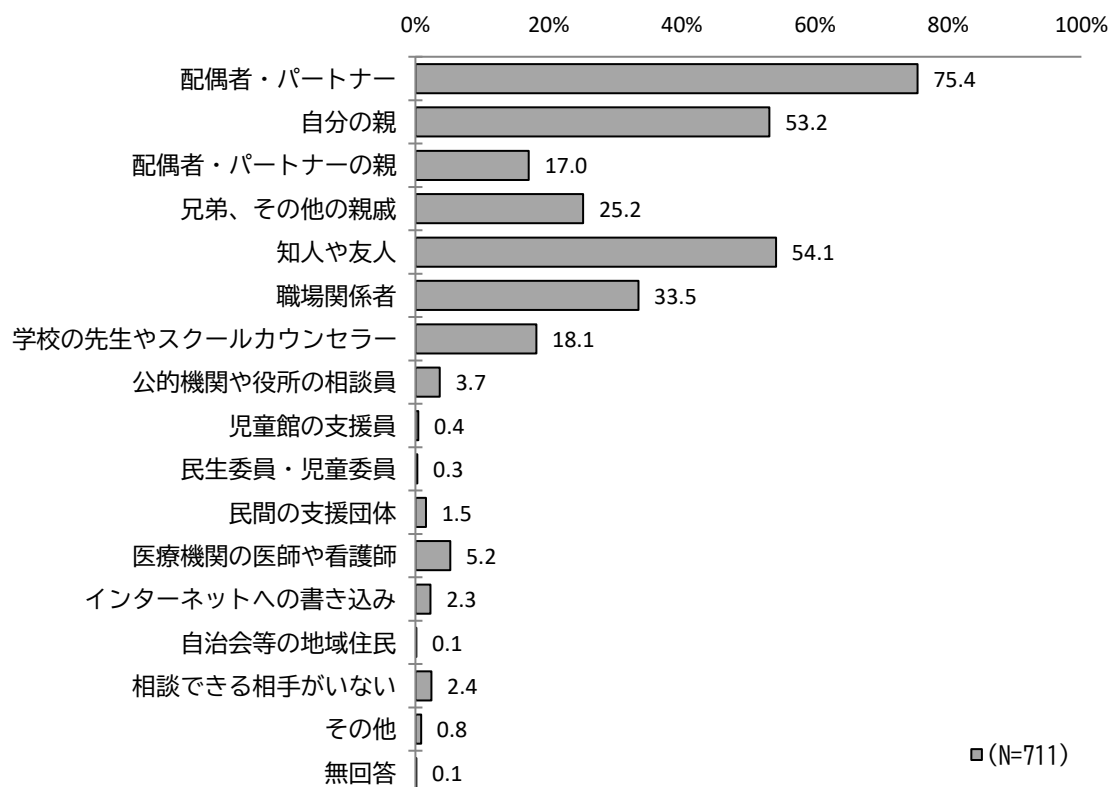


⑪こどもに関する家庭内での悩み

こどもについて家庭内で悩んでいることをみると、「学習・進路について」が53.2%で最も多く、次いで「教育費について」30.7%、「しつけや生活習慣について」28.4%の順となっています。

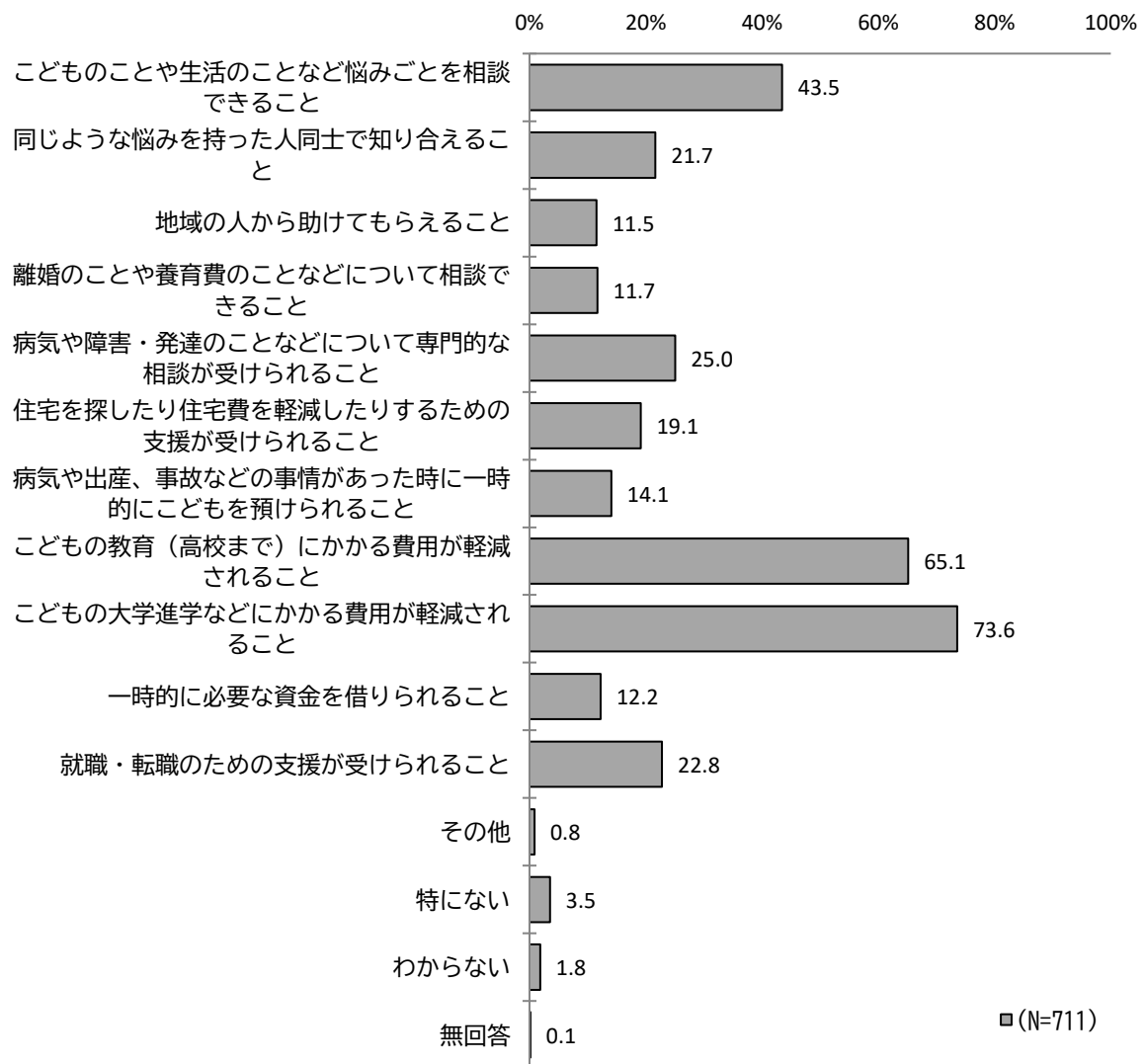


困った時や悩みがある時の相談相手や相談先についてみると、「配偶者・パートナー」が75.4%で最も多く、次いで「知人や友人」54.1%、「自分の親」53.2%の順となっています。



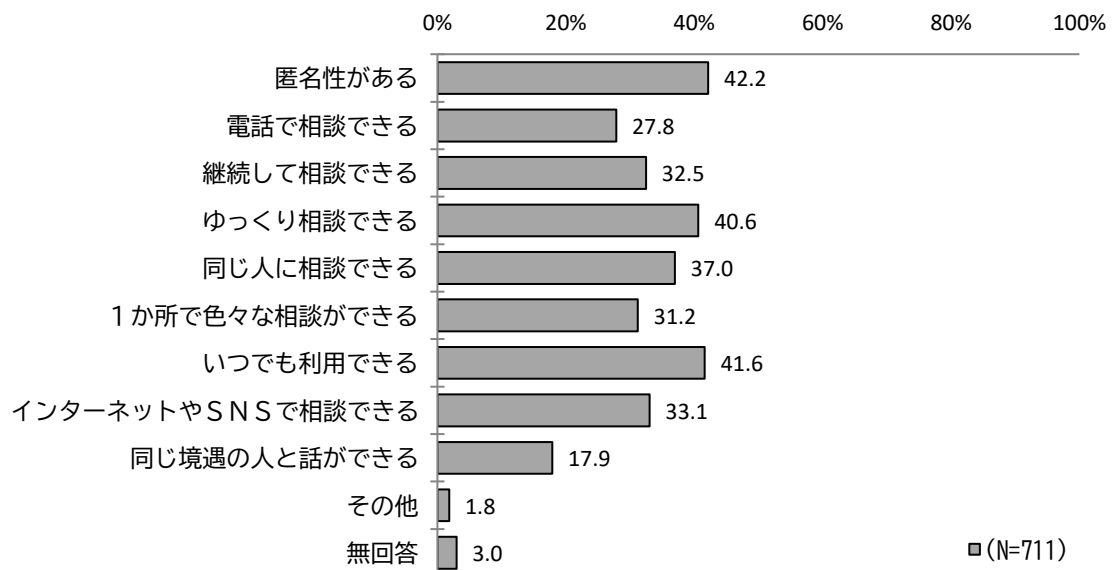
⑫現在必要または、重要だと思う支援策

現在必要または、重要だと思う支援策についてみると、「こどもの大学進学などにかかる費用が軽減されること」が 73.6%で最も多く、次いで「こどもの教育(高校まで)にかかる費用が軽減されること」65.1%、「こどものことや生活のことなど悩みごとを相談できること」43.5%の順となっています。



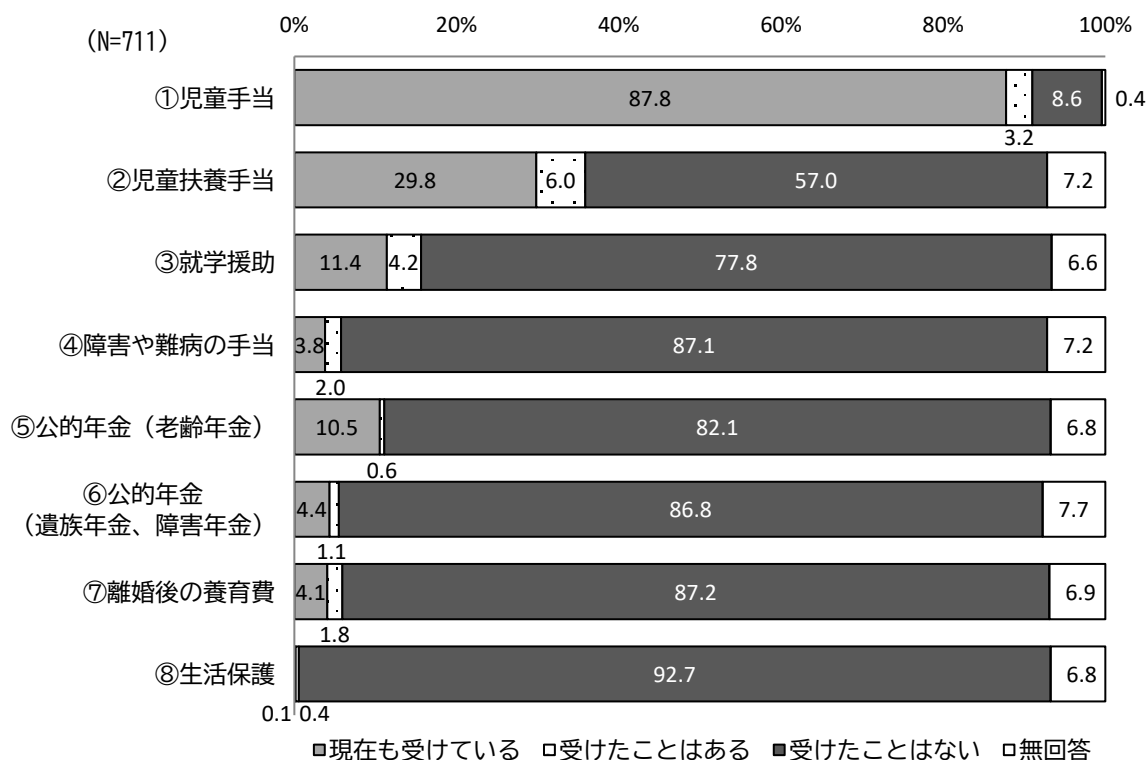
⑬相談しやすい役所の相談窓口の場所(相手)

相談しやすい役所の相談窓口の場所(相手)についてみると、「匿名性がある」が42.2%で最も多く、次いで「いつでも利用できる」41.6%、「ゆっくり相談できる」40.6%の順となっています。



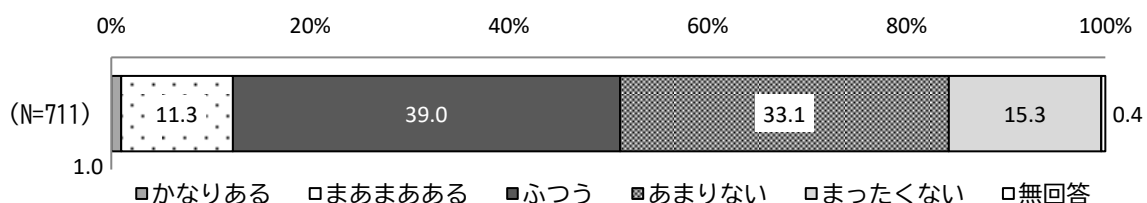
⑭過去1年間に受けたことがある手当や援助等

過去1年間に受けたことがある手当や援助等についてみると、「ある（現在も受けている＋受けたことはある）」の割合は「①児童手当」では9割台、「②児童扶養手当」では3割台、「③就学援助」「⑤公的年金（老齢年金）」では1割台となっており、全体的に受けたことがある割合が低くなっています。



⑮現在の生活における経済的なゆとり

現在の生活に経済的なゆとりがあるかについてみると、「ふつう」が39.0%で最も多く、次いで「あまりない」33.1%、「まったくない」15.3%の順となっています。



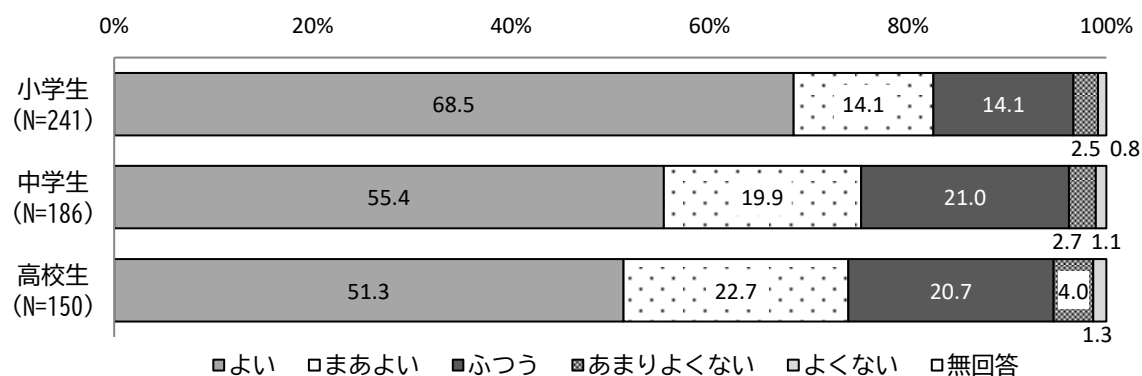
(7)こどもの生活状況調査結果:小学生・中学生・高校生

①健康状態

健康状態についてみると、小学生では「よい」が 68.5%で最も多く、次いで「まあよい」「ふつう」14.1%、「あまりよくない」2.5%の順となっています。

中学生では「よい」が 55.4%で最も多く、次いで「ふつう」21.0%、「まあよい」19.9%の順となっています。

高校生では「よい」が 51.3%で最も多く、次いで「まあよい」22.7%、「ふつう」20.7%の順となっています。

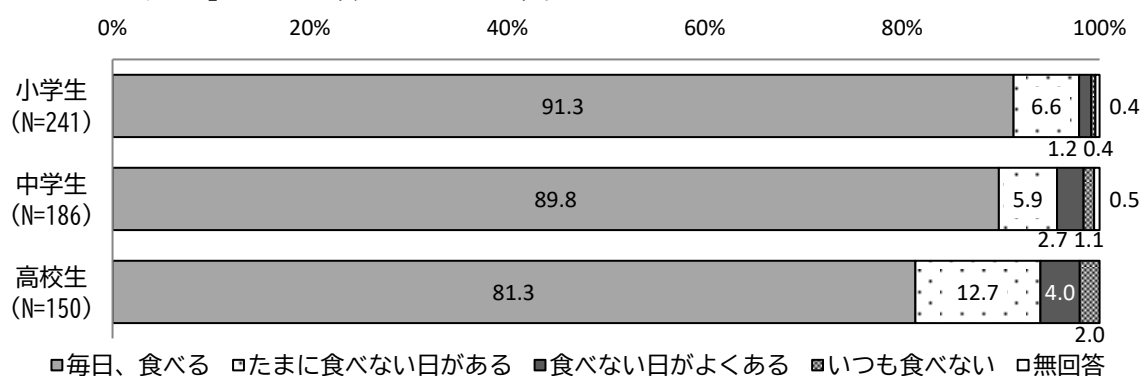


②朝食の摂取状況

朝食の摂取状況についてみると、小学生では「毎日、食べる」が 91.3%で最も多く、次いで「たまに食べない日がある」6.6%、「食べない日がよくある」1.2%の順となっています。

中学生では「毎日、食べる」が 89.8%で最も多く、次いで「たまに食べない日がある」5.9%、「食べない日がよくある」2.7%の順となっています。

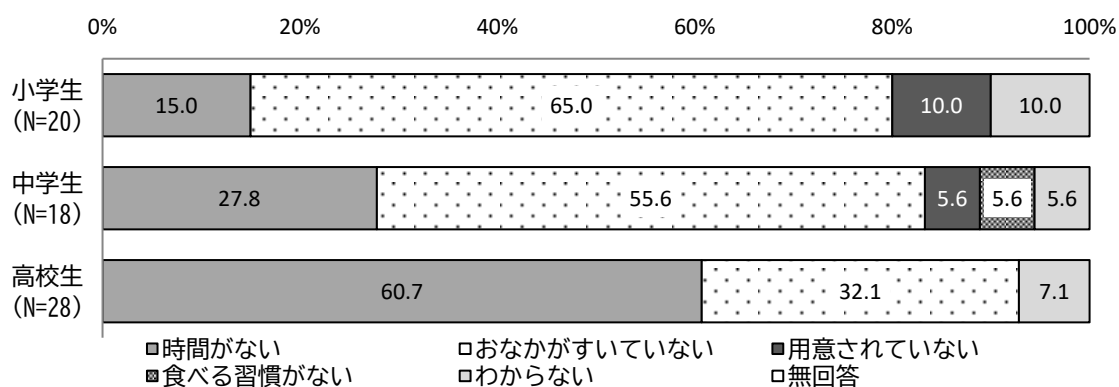
高校生では「毎日、食べる」が 81.3%で最も多く、次いで「たまに食べない日がある」12.7%、「食べない日がよくある」4.0%の順となっています。



朝食を食べない理由についてみると、小学生では「おなかがすいていない」が65.0%で最も多く、次いで「時間がない」15.0%、「用意されていない」「わからない」10.0%の順となっています。

中学生では「おなかがすいていない」が 55.6%で最も多く、次いで「時間がない」27.8%、「用意されていない」「食べる習慣がない」「わからない」5.6%の順となっています。

高校生では「時間がない」が 60.7%で最も多く、次いで「おなかがすいていない」32.1%、「わからない」7.1%の順となっています。

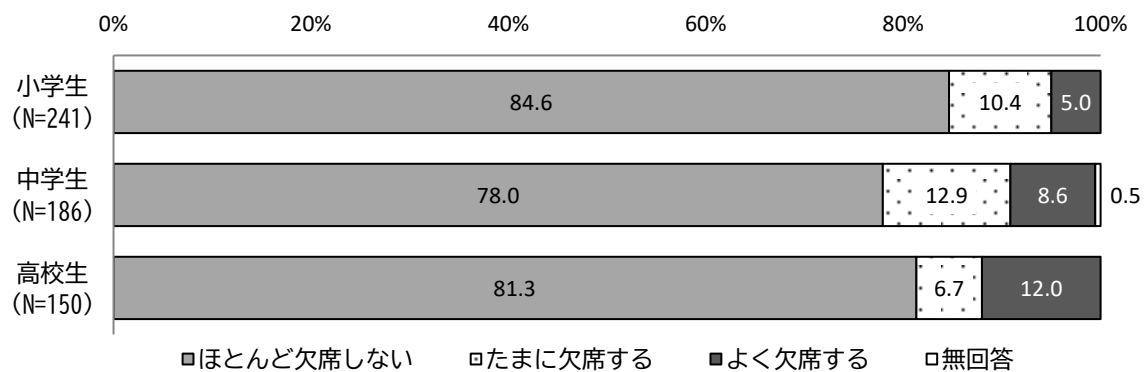


③学校への出席状況

学校への出席状況についてみると、小学生では「ほとんど欠席しない」が84.6%で最も多く、次いで「たまに欠席する」10.4%、「よく欠席する」5.0%の順となっています。

中学生では「ほとんど欠席しない」が78.0%で最も多く、次いで「たまに欠席する」12.9%、「よく欠席する」8.6%の順となっています。

高校生では「ほとんど欠席しない」が81.3%で最も多く、次いで「よく欠席する」12.0%、「たまに欠席する」6.7%の順となっています。

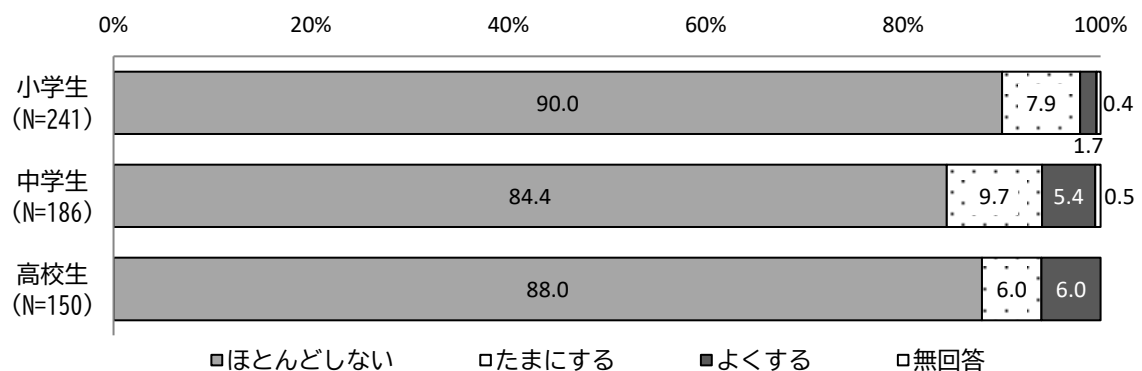


④学校への遅刻や早退の状況

学校への遅刻や早退の状況についてみると、「ほとんどしない」が90.0%で最も多く、次いで「たまにする」7.9%、「よくする」1.7%の順となっています。

中学生では「ほとんどしない」が84.4%で最も多く、次いで「たまにする」9.7%、「よくする」5.4%の順となっています。

高校生では「ほとんどしない」が88.0%、「たまにする」「よくする」が6.0%となっています。

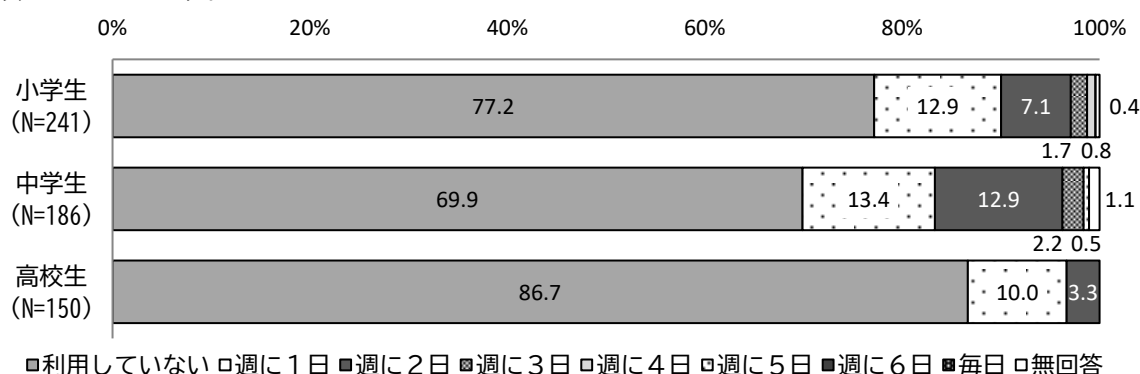


⑤学習塾や家庭教師の利用状況

学習塾や家庭教師の利用状況についてみると、小学生では「利用していない」が77.2%で最も多く、次いで「週に1日」12.9%、「週に2日」7.1%の順となっています。

中学生では「利用していない」が69.9%で最も多く、次いで「週に1日」13.4%、「週に2日」12.9%の順となっています。

高校生では「利用していない」が86.7%で最も多く、次いで「週に1日」10.0%、「週に2日」3.3%の順となっています。

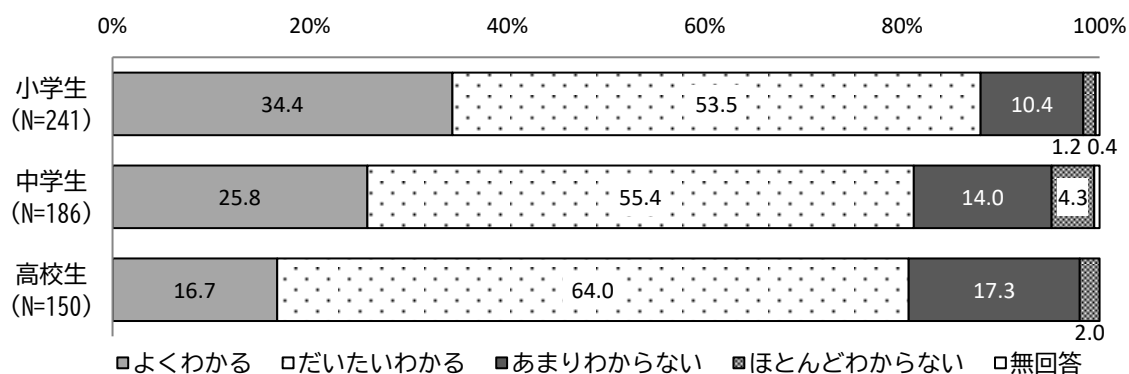


⑥学校の勉強に対する理解度

学校の勉強に対する理解度についてみると、小学生では「だいたいわかる」が53.5%で最も多く、次いで「よくわかる」34.4%、「あまりわからない」10.4%の順となっています。

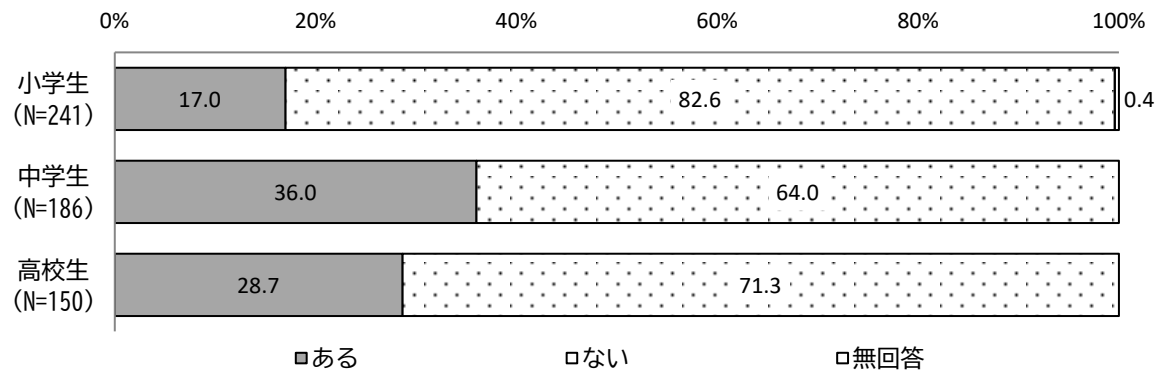
中学生では「だいたいわかる」が55.4%で最も多く、次いで「よくわかる」25.8%、「あまりわからない」14.0%の順となっています。

高校生では「だいたいわかる」が64.0%で最も多く、次いで「あまりわからない」17.3%、「よくわかる」16.7%の順となっています。



⑦悩みに関して

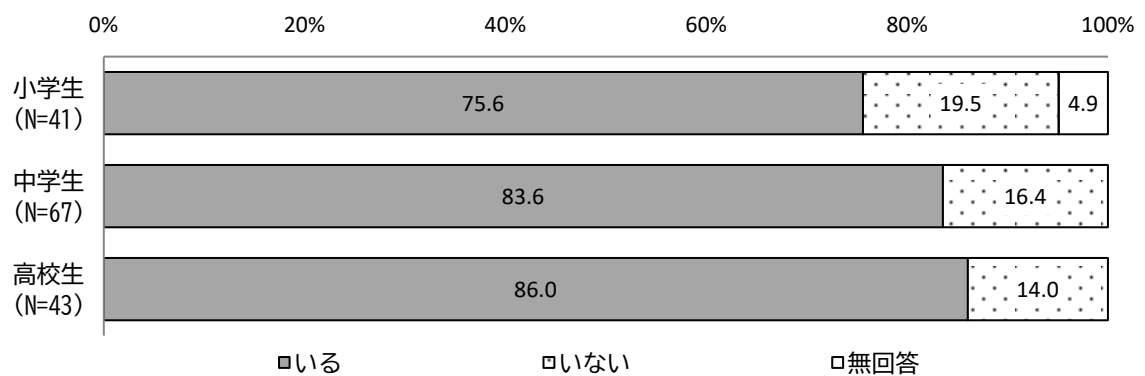
悩みの有無に関してみると、小学生では「ある」が17.0%、「ない」が82.6%となっています。
 中学生では「ある」が36.0%、「ない」が64.0%となっています。
 高校生では「ある」が28.7%、「ない」が71.3%となっています。



悩みを相談できる相手がいるかについてみると、小学生では「いる」が75.6%、「いない」が19.5%となっています。

中学生では「いる」が83.6%、「いない」が16.4%となっています。

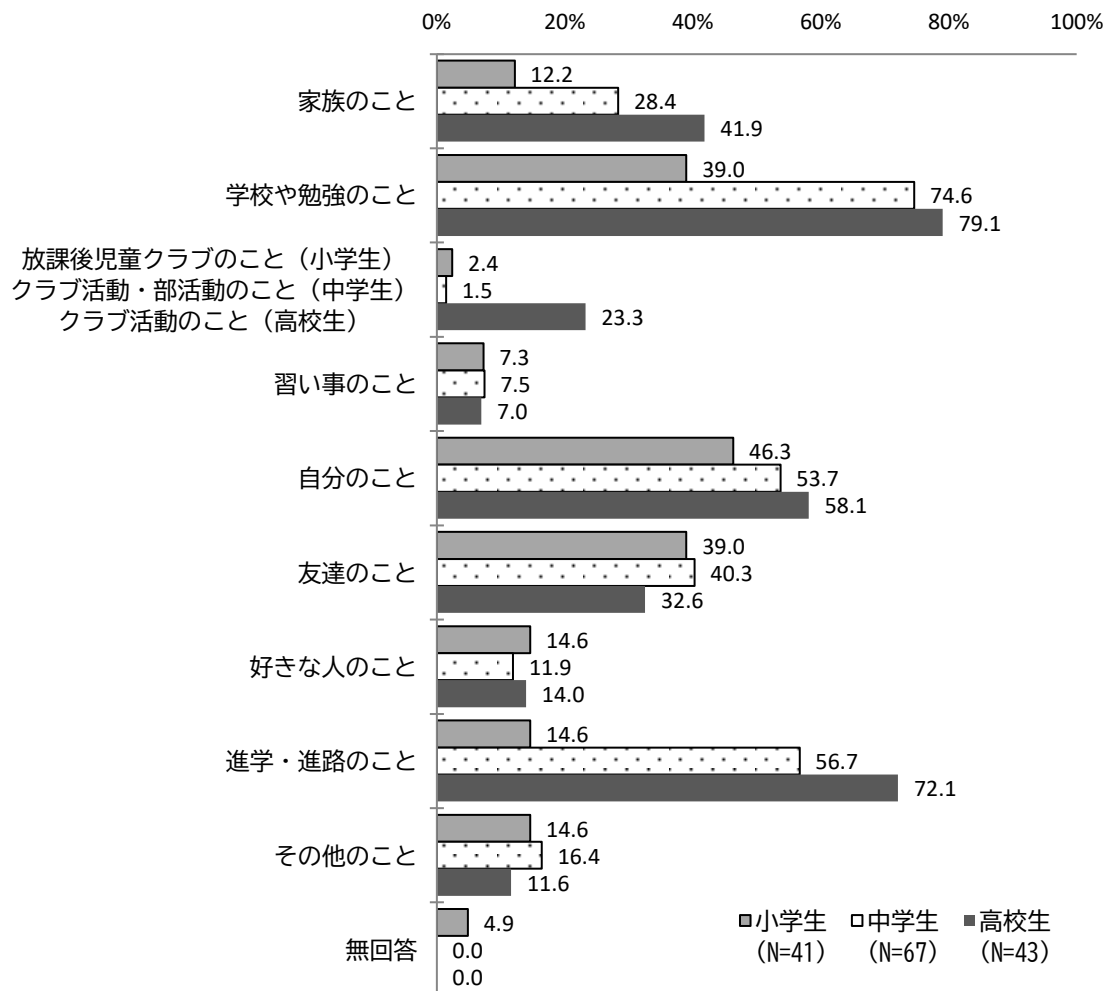
高校生では「いる」が86.0%、「いない」が14.0%となっています。



悩みの内容についてみると、小学生では「自分のこと」が 46.3%で最も多く、次いで「学校や勉強のこと」「友達のこと」39.0%、「好きな人のこと」「進学・進路のこと」「その他のこと」14.6%の順となっています。

中学生では「学校や勉強のこと」が 74.6%で最も多く、次いで「進学・進路のこと」56.7%、「自分のこと」53.7%の順となっています。

高校生では「学校や勉強のこと」が 79.1%で最も多く、次いで「進学・進路のこと」72.1%、「自分のこと」58.1%の順となっています。

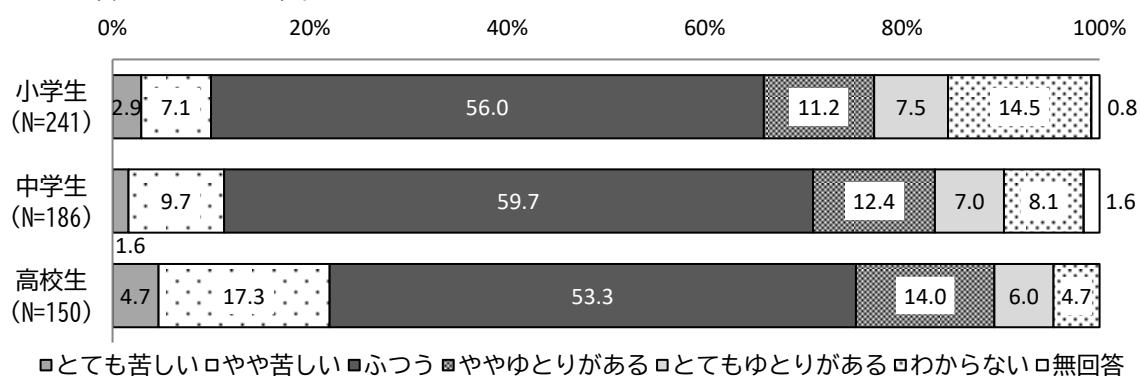


⑧経済面から見た家庭の状況

経済面から見た家庭の状況についてみると、小学生では「ふつう」が 56.0%で最も多く、次いで「わからない」14.5%、「ややゆとりがある」11.2%の順となっています。

中学生では「ふつう」が 59.7%で最も多く、次いで「ややゆとりがある」12.4%、「やや苦しい」9.7%の順となっています。

高校生では「ふつう」が 53.3%で最も多く、次いで「やや苦しい」17.3%、「ややゆとりがある」14.0%の順となっています。

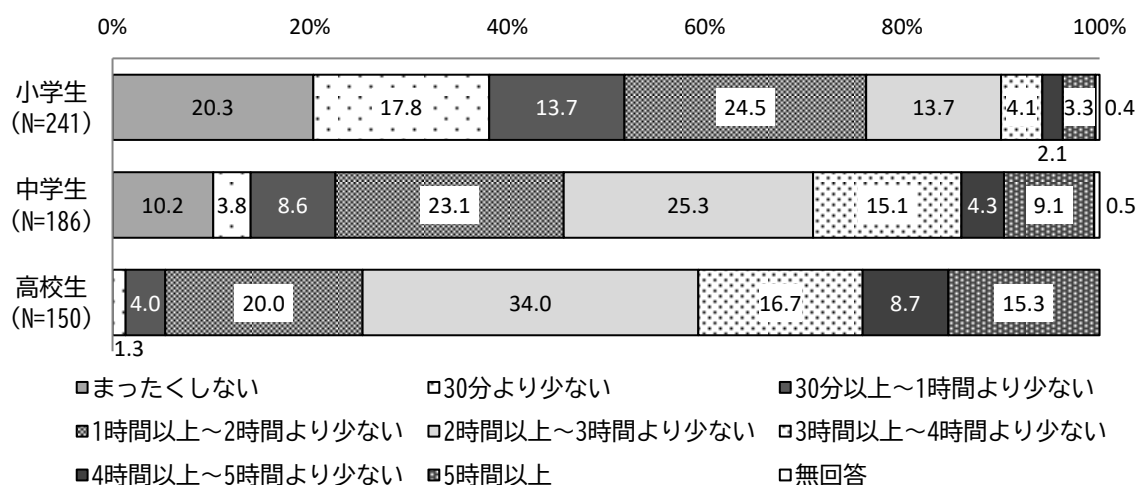


⑨平日のスマートフォン・携帯電話の使用時間

平日のスマートフォン・携帯電話の使用時間についてみると、小学生では「1 時間以上～2 時間より少ない」が 24.5%で最も多く、次いで「まったくしない」20.3%、「30 分より少ない」17.8%の順となっています。

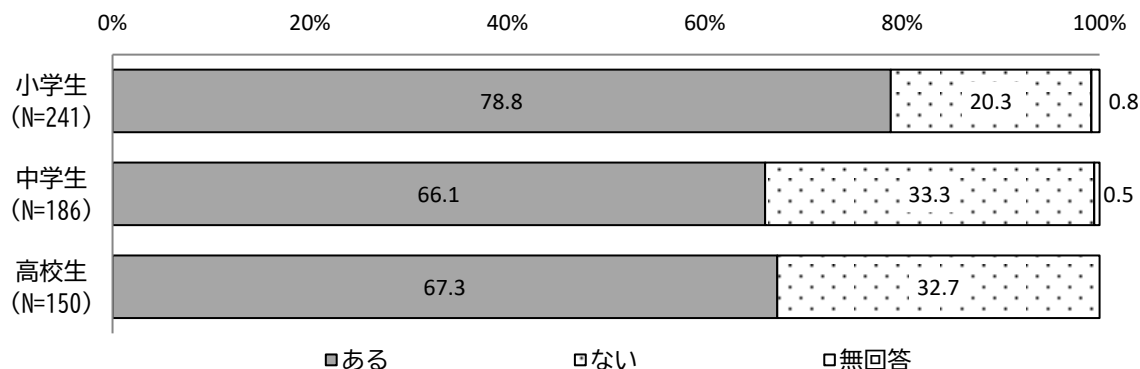
中学生では「2 時間以上～3 時間より少ない」が 25.3%で最も多く、次いで「1 時間以上～2 時間より少ない」23.1%、「3 時間以上～4 時間より少ない」15.1%の順となっています。

高校生では「2 時間以上～3 時間より少ない」が 34.0%で最も多く、次いで「1 時間以上～2 時間より少ない」20.0%、「3 時間以上～4 時間より少ない」16.7%の順となっています。



⑩将来の夢に関して

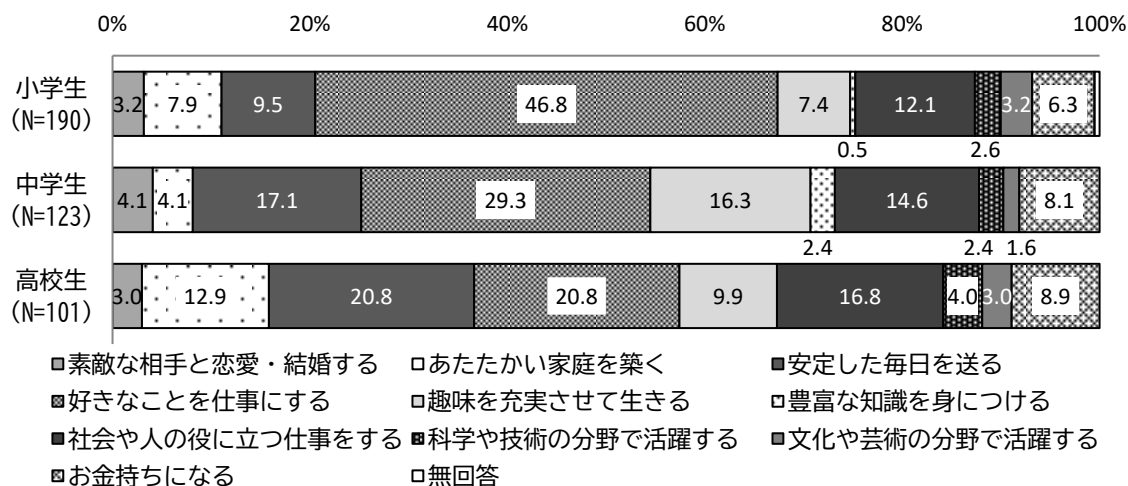
将来の夢の有無についてみると、小学生では「ある」が 78.8%、「ない」が 20.3%となっています。
中学生では「ある」が 66.1%、「ない」が 33.3%となっています。
高校生では「ある」が 67.3%、「ない」が 32.7%となっています。



将来の夢の内容についてみると、小学生では「好きなことを仕事にする」が 46.8%で最も多く、次いで「社会や人の役に立つ仕事をする」12.1%、「安定した毎日を送る」9.5%の順となっています。

中学生では「好きなことを仕事にする」が 29.3%で最も多く、次いで「安定した毎日を送る」17.1%、「趣味を充実させて生きる」16.3%の順となっています。

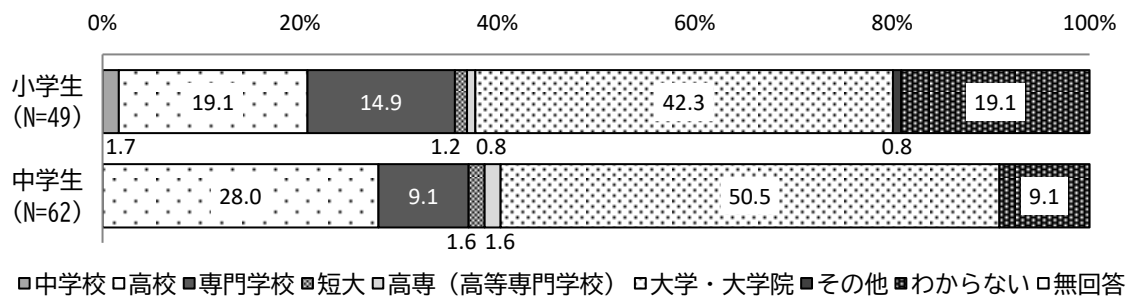
高校生では「安定した毎日を送る」「好きなことを仕事にする」が 20.8%で最も多く、次いで「社会や人の役に立つ仕事をする」16.8%、「あたたかい家庭を築く」12.9%の順となっています。



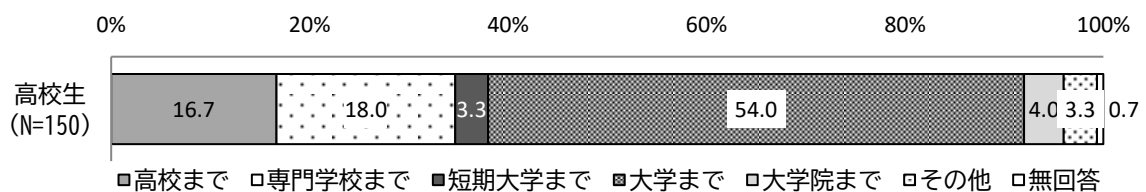
⑪将来の進学希望

将来の進学希望についてみると、小学生では「大学・大学院」が 42.3%で最も多く、次いで「高校」「わからない」19.1%、「専門学校」14.9%の順となっています。

中学生では「大学・大学院」が 50.5%で最も多く、次いで「高校」28.0%、「専門学校」「わからない」9.1%の順となっています。



将来の進学希望についてみると、高校生では「大学まで」が 54.0%で最も多く、次いで「専門学校まで」18.0%、「高校まで」16.7%の順となっています。

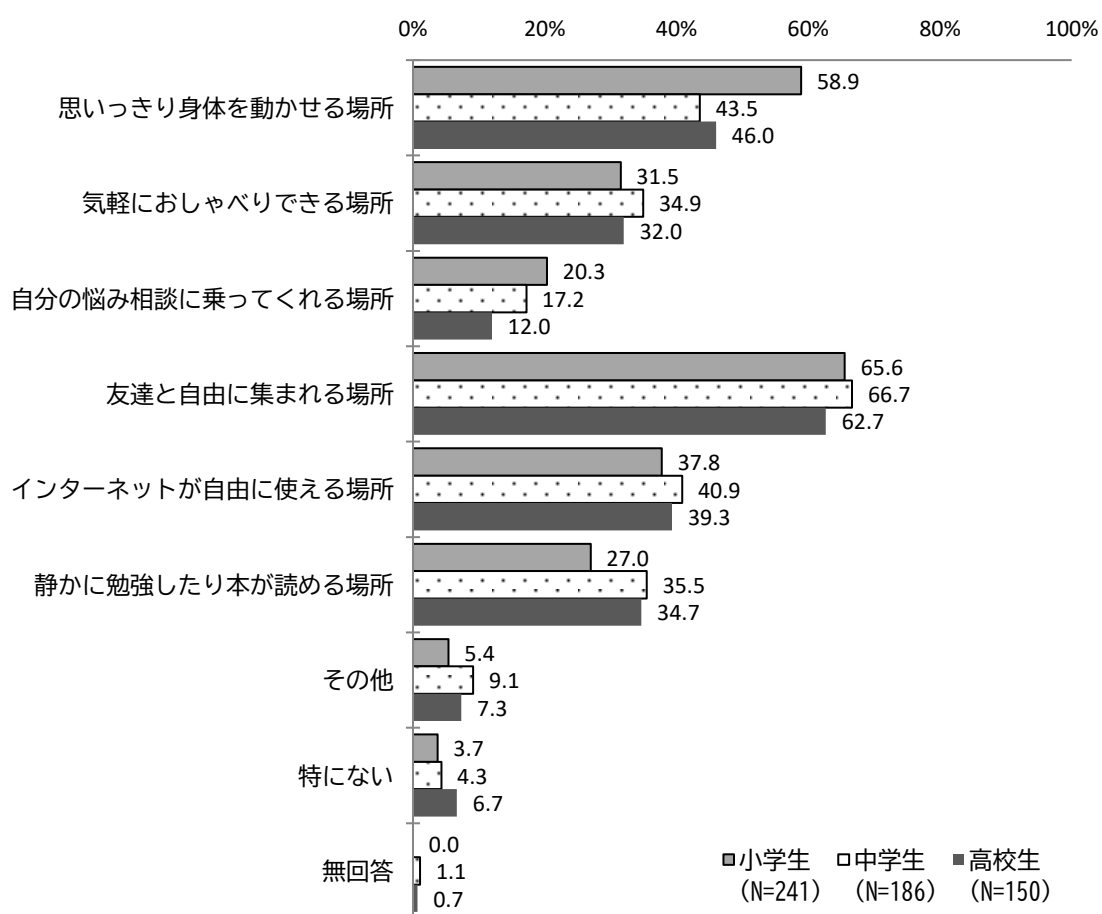


⑫地域に必要と考える場所

地域に必要と考える場所についてみると、小学生では「友達と自由に集まれる場所」が 65.6%で最も多く、次いで「思いっきり身体を動かせる場所」58.9%、「インターネットが自由に使える場所」37.8%の順となっています。

中学生では「友達と自由に集まれる場所」が 66.7%で最も多く、次いで「思いっきり身体を動かせる場所」43.5%、「インターネットが自由に使える場所」40.9%の順となっています。

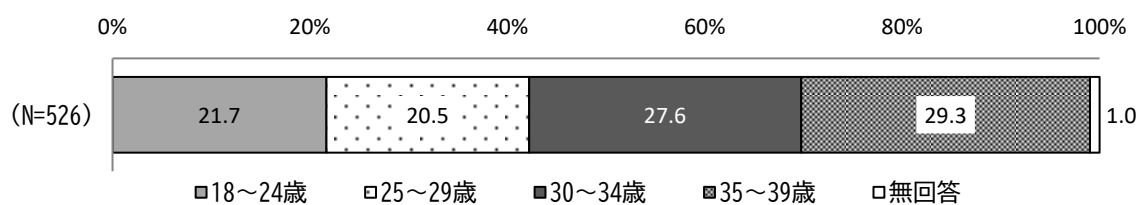
高校生では「友達と自由に集まれる場所」が 62.7%で最も多く、次いで「思いっきり身体を動かせる場所」46.0%、「インターネットが自由に使える場所」39.3%の順となっています。



(8)こども・若者意識調査結果

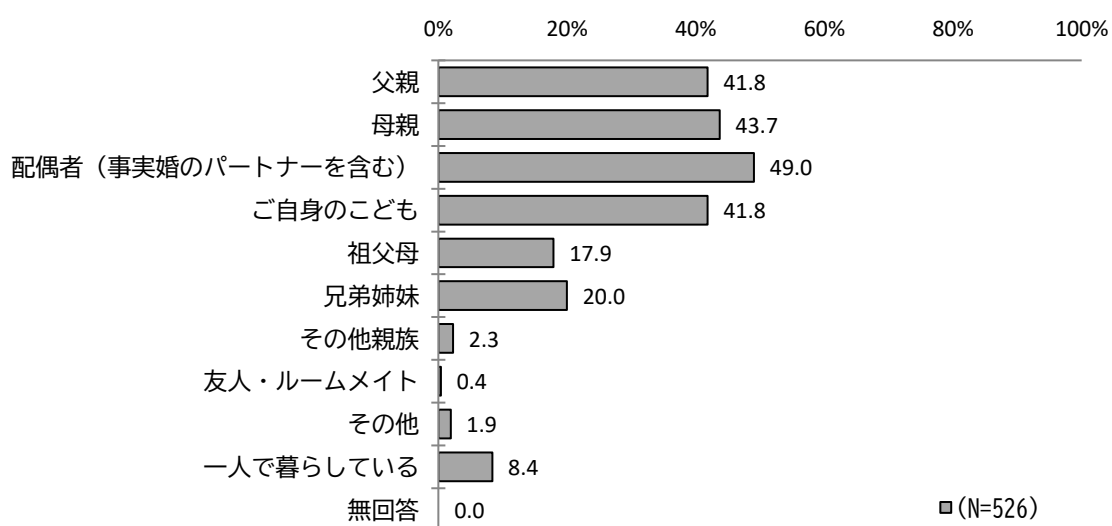
①回答者の年齢

「35～39 歳」が 29.3%で最も多く、次いで「30～34 歳」27.6%、「18～24 歳」21.7%の順となっています。



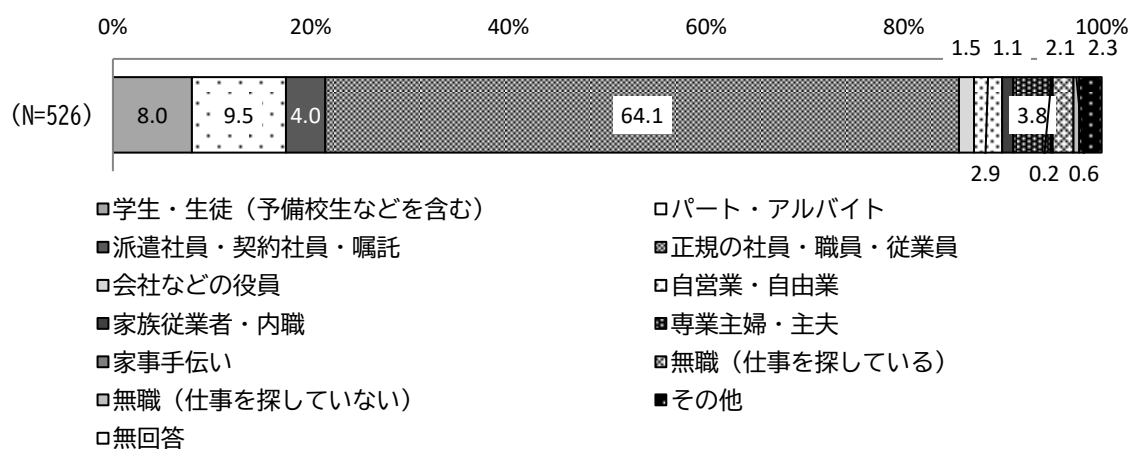
②同居者

同居者についてみると、「配偶者(事実婚のパートナーを含む)」が 49.0%で最も多く、次いで「母親」43.7%、「父親」「ご自身のこども」41.8%の順となっています。



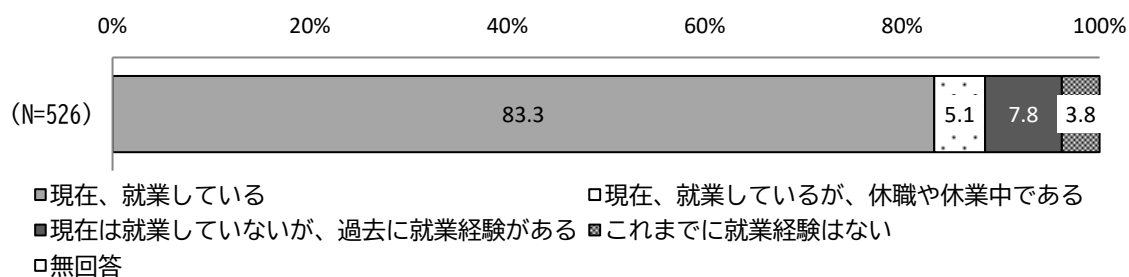
③現在の生活状況

現在主にしていることについてみると、「正規の社員・職員・従業員」が 64.1%で最も多く、次いで「パート・アルバイト」9.5%、「学生・生徒(予備校生などを含む)」8.0%の順となっています。



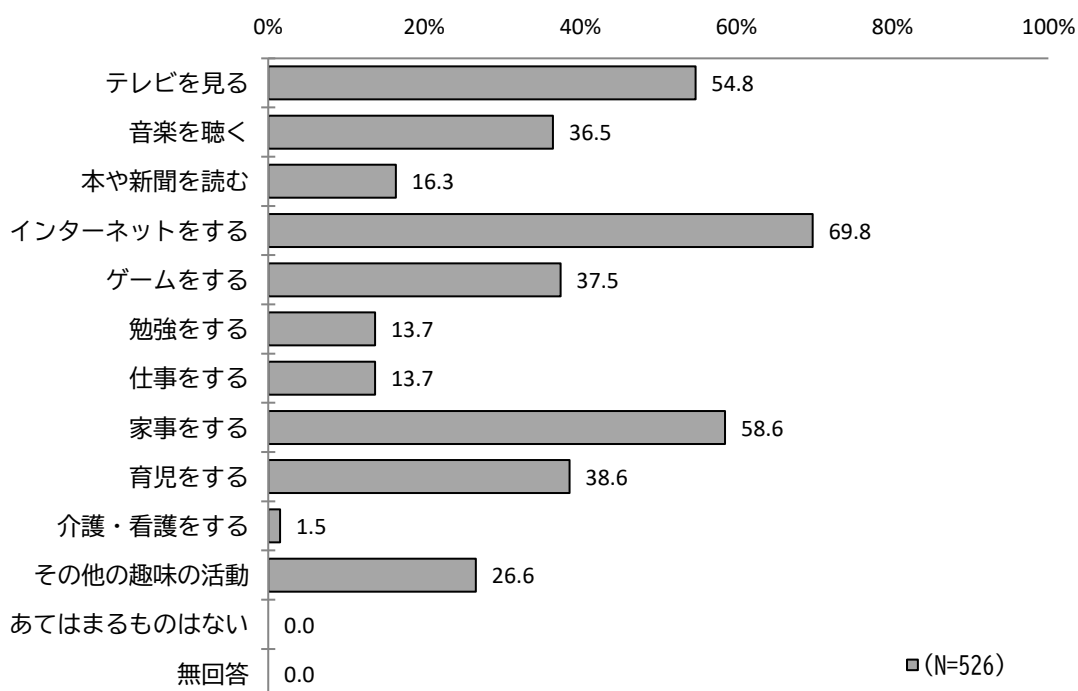
④就業経験

就業経験についてみると、「現在、就業している」が 83.3%で最も多く、次いで「現在は就業していないが、過去に就業経験がある」7.8%、「現在、就業しているが、休職や休業中である」5.1%の順となっています。



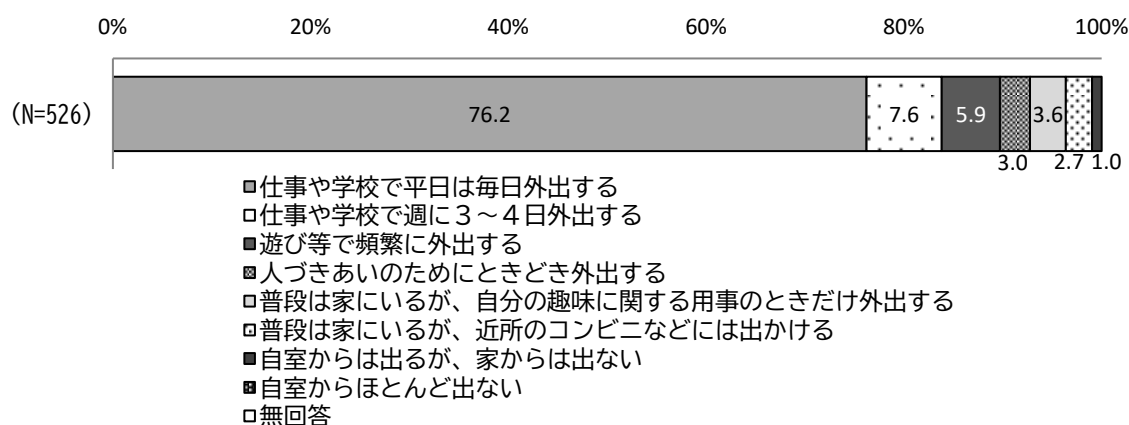
⑤自宅での時間の使い方

自宅での時間の使い方についてみると、「インターネットをする」が 69.8%で最も多く、次いで「家事をする」58.6%、「テレビを見る」54.8%の順となっています。

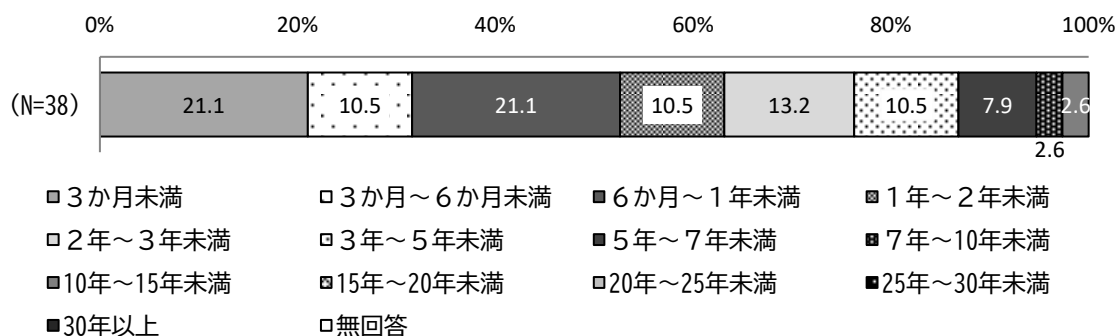


⑥外出に関して

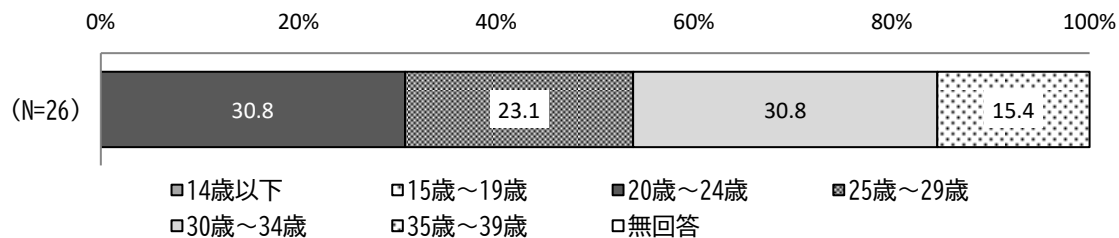
外出頻度についてみると、「仕事や学校で平日は毎日外出する」が 76.2%で最も多く、次いで「仕事や学校で週に3～4日外出する」7.6%、「遊び等で頻繁に外出する」5.9%の順となっています。



外出状況が現在の状態となった期間についてみると、「3か月未満」「6か月～1年未満」が 21.1%で最も多く、次いで「2年～3年未満」13.2%、「3か月～6か月未満」「1年～2年未満」「3年～5年未満」10.5%の順となっています。

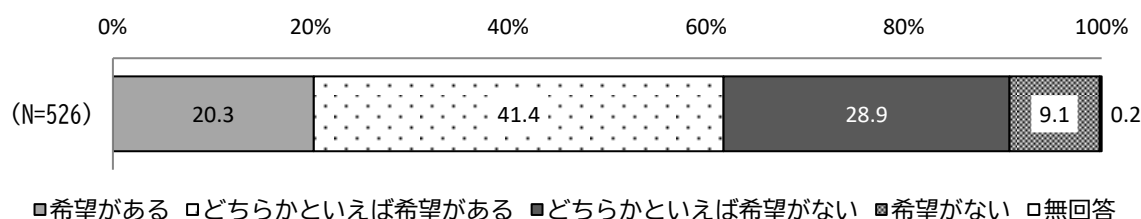


外出状況が現在の状態になった年齢についてみると、「20歳～24歳」「30歳～34歳」が 30.8%で最も多く、次いで「25歳～29歳」23.1%、「35歳～39歳」15.4%の順となっています。



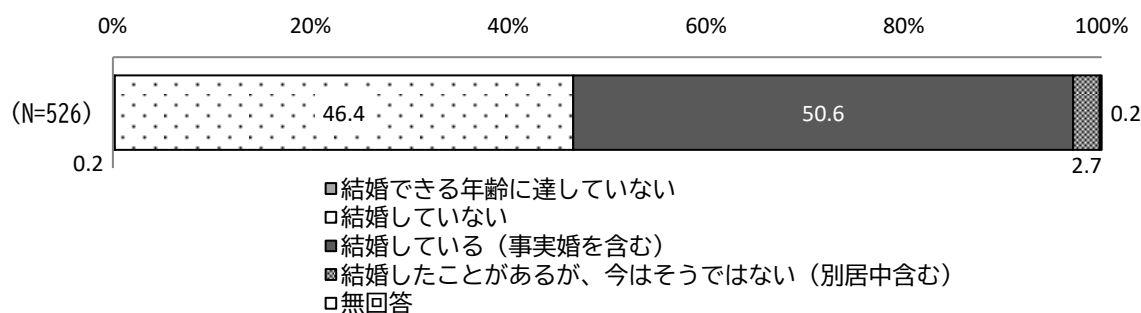
⑦将来への明るい希望の有無

将来への明るい希望があるかについてみると、「どちらかといえば希望がある」が41.4%で最も多く、次いで「どちらかといえば希望がない」28.9%、「希望がある」20.3%の順となっています。

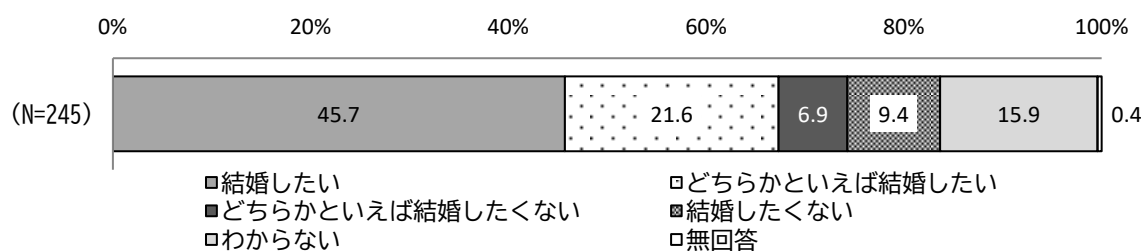


⑧結婚に関して

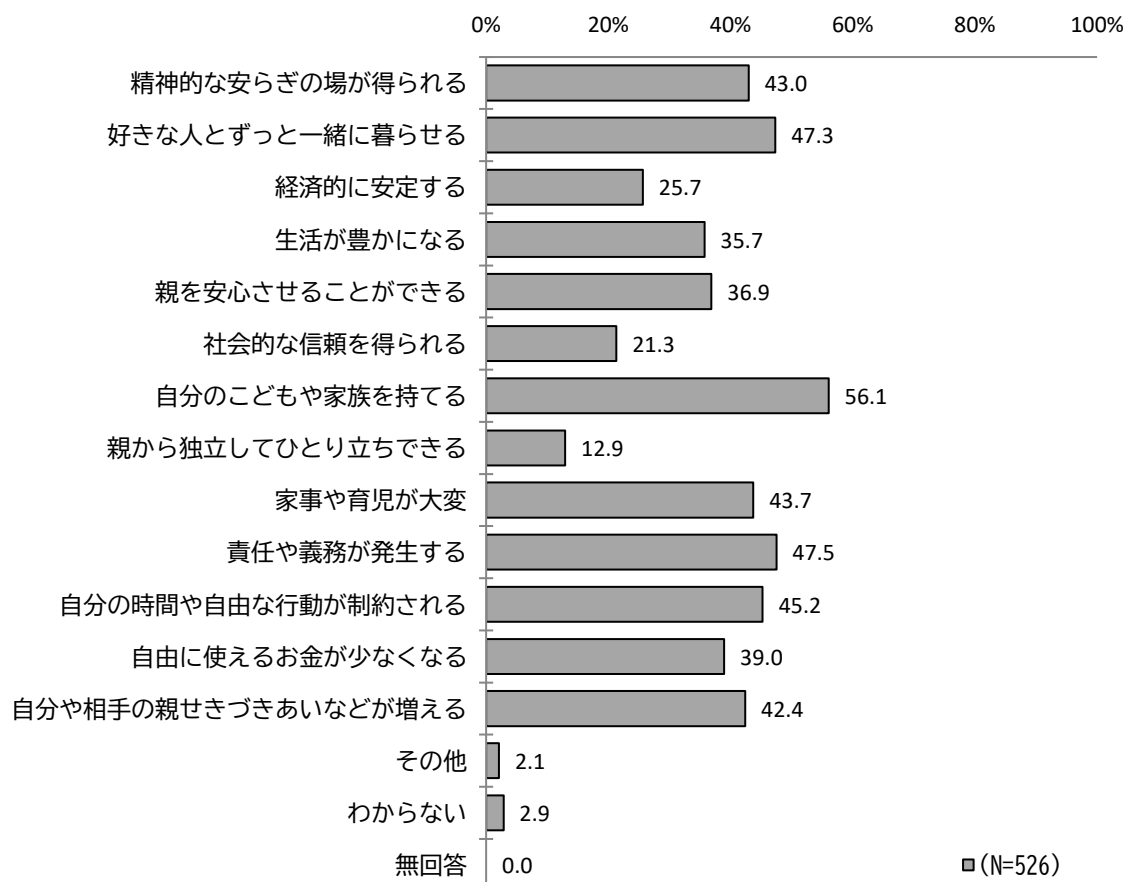
結婚の状況についてみると、「結婚している(事実婚を含む)」が50.6%で最も多く、次いで「結婚していない」46.4%、「結婚したことがあるが、今はそうではない(別居中含む)」2.7%の順となっています。



将来の結婚の希望についてみると、「結婚したい」が45.7%で最も多く、次いで「どちらかといえば結婚したい」21.6%、「わからない」15.9%の順となっています。

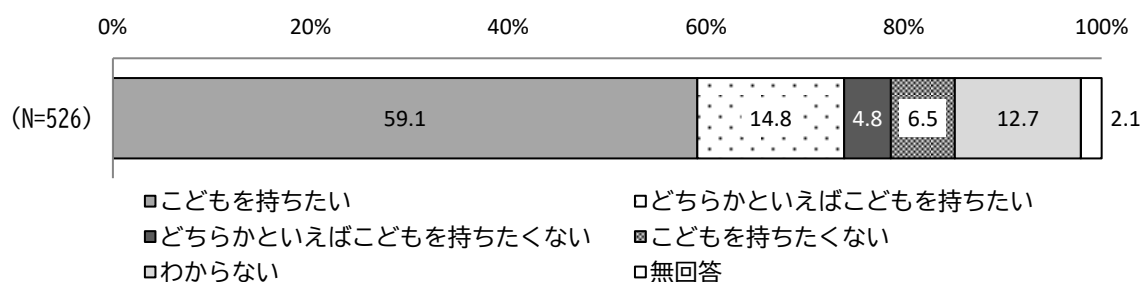


結婚への考えについてみると、「自分の子どもや家族を持てる」が 56.1%で最も多く、次いで「責任や義務が発生する」47.5%、「好きな人とずっと一緒に暮らせる」47.3%の順となっています。

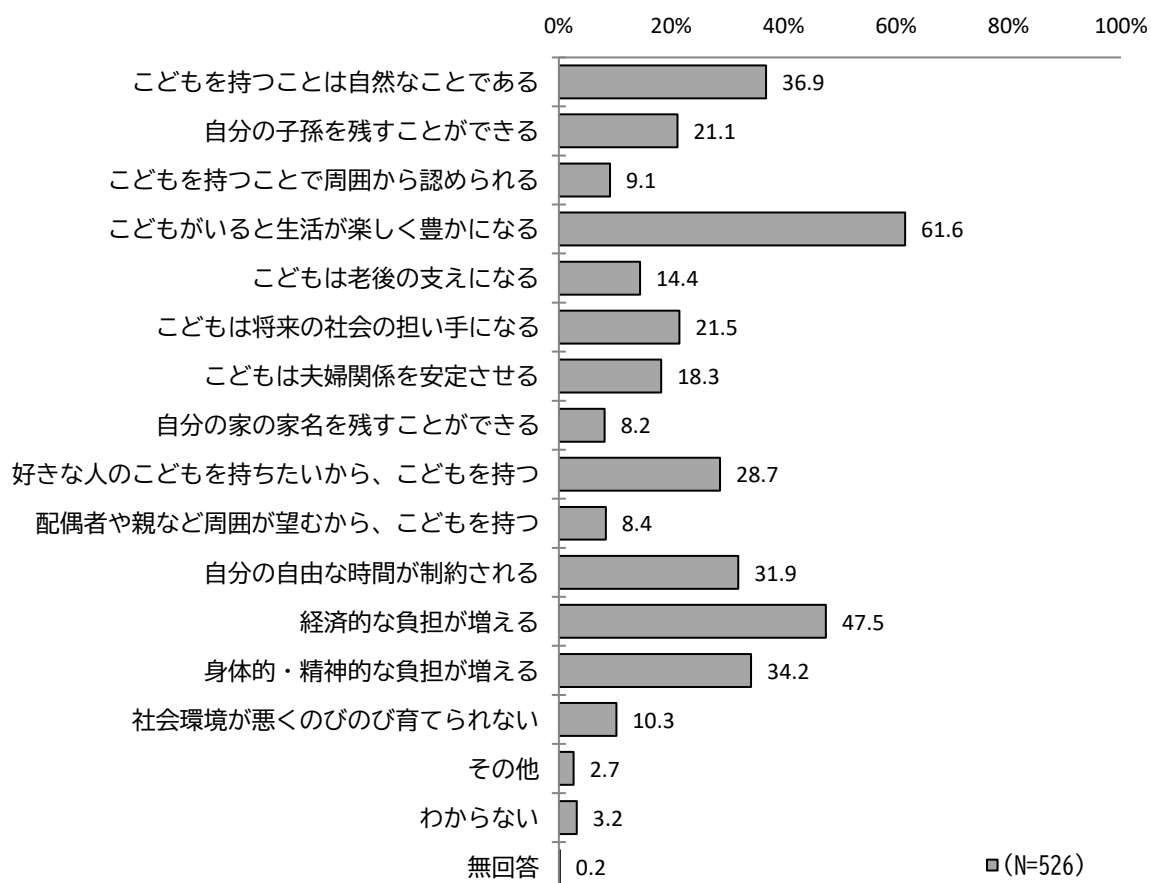


⑨子どもを持つことについて

将来、子どもを持つことについてみると、「子どもを持ちたい」が 59.1%で最も多く、次いで「どちらかといえば子どもを持ちたい」14.8%、「わからない」12.7%の順となっています。

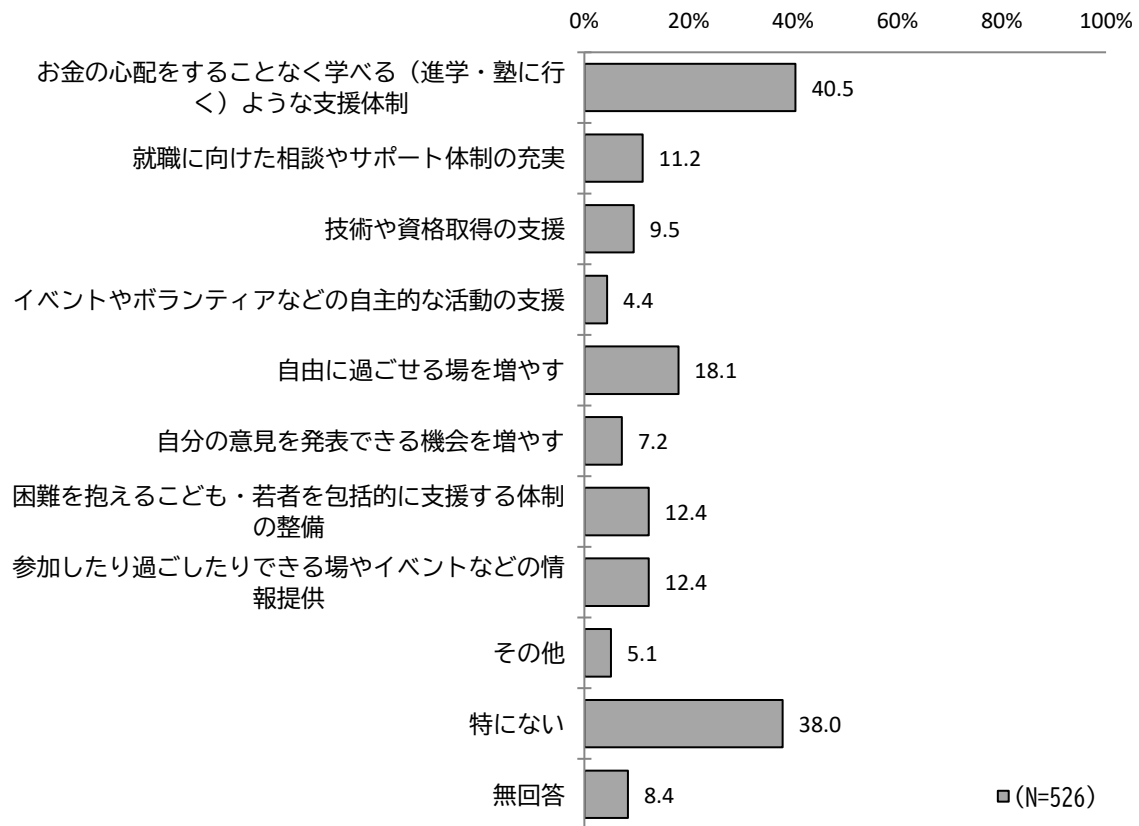


子どもを持つことへの考えについてみると、「子どもがいると生活が楽しく豊かになる」が 61.6%で最も多く、次いで「経済的な負担が増える」47.5%、「子どもを持つことは自然なことである」36.9%の順となっています。



⑩こども・若者のために必要な取組

こども・若者のために必要な取組についてみると、「お金の心配をすることなく学べる（進学・塾に行く）ような支援体制」が 40.5%で最も多く、次いで「特にない」38.0%、「自由に過ごせる場を増やす」18.1%の順となっています。



第3章

計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

子育ては、その親だけが担うものではなく、その親をサポートする周囲の者や関係機関が協力体制・支援体制をとり、地域の人達が応援することにより、安心して子育てができる環境をつくる必要があります。

子ども・子育て支援については、次代を担うこどもたちの成長と子育てを社会全体で支援し、社会を構成する一人ひとりが子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深めることで、安定した家庭を築き、安心してこどもを産み育て、こどもの成長に喜びを感じることができ、親も子も心身ともに健やかに成長できる社会の実現を目指しています。

すべてのこども・若者が健やかに成長し、どのような状況や環境にあっても権利が守られ、将来にわたり幸せに暮らせるよう、社会全体で支援できるよう、本計画では、「こどもをまんなか」に据え、子育て家庭や若者の課題解決に取り組み、切れ目のない支援を提供し、地域や関係機関が連携することで、すべての人が安心して暮らせる持続可能なまちづくりを目指します。

本計画は、第3期子ども・子育て支援事業計画との整合性を図り、「こども基本法」や「こども大綱」の目的や方針を踏まえ、基本理念を、『安心してこどもを育てられ、こどもがすくすく育つまち寒河江』と定め、理念の実現に向けた取組を推進します。

基本理念

**安心してこどもを育てられ、
こどもがすくすく育つまち寒河江**

2 基本的な方針

本計画においては、こども大綱の考え方を踏まえて、以下を基本的な方針としてこども施策を推進します。

(1)こどもを権利の主体とし、多様な個性を尊重し、最善の利益を図ります。

未来を担うこどもは、自立した個人として権利を持っています。彼らの権利を保障し、個性を尊重しながら差別等から守り、最善の施策を推進します。

(2)こどもや子育て当事者の視点を尊重し、対話しながら進めます。

こどもの意見を尊重します。意見を表明することに消極的、表明が困難なこどもに配慮し、こどもや育児当事者が安心して意見を述べる場所を提供し、対話しながら社会課題を解決します。

(3)こどもや子育て当事者のライフステージに応じて、切れ目なく支援します。

乳幼児期、学童期、思春期に至るまで、特定の年齢で途切れることなく教育や保健・医療、福祉などの必要な支援を行い、こどもと育児当事者を支えます。

(4)成育環境を整えすべてのこどもが幸せに成長できるようにします。

貧困や格差のない環境を確保し、すべてのこどもが幸せな状態で成長できる基盤を作ります。

(5)若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路(あいろ)の打破に取り組みます。

若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として、若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路(あいろ)の打破に地域社会全体で取り組みます。

(6)関係省庁や、民間団体などとの連携を重視します。

こども家庭庁をはじめ公共団体、民間団体と密接に連携しながら、地域の実情を踏まえつつ、こども施策を推進します。

また、子育てへの支援に取り組む団体や企業、地域で活動する者など、こどもに関わる様々な関係者と協力し、これらの共助を支えます。

3 計画の基本目標等

基本理念の実現に向けて、こども大綱に基づく基本的な6つの方針を踏まえ、3つの基本目標として、すべてのこども・若者・子育て世帯を包括的に支援できるような体制づくりを推進します。

基本目標Ⅰ こども・若者の健やかな育ちを支えるまちづくり

妊娠期から青年期まで切れ目なく支援し、教育・健康・権利・多様な体験を通じて、すべてのこども・若者が夢と希望を持てる社会を実現します。

基本目標Ⅱ 子育てと仕事の両立を支援するまちづくり

保育や働き方改革、相談・生活支援の充実を通じ、子育て世代が安心して地域に根ざし、男女が共に子育てに関われる社会を目指します。

基本目標Ⅲ 子育てを地域全体で支えるまちづくり

こどもや若者、子育て家庭を地域全体で支え、困難を抱える家庭や支援を必要とする人を含め、誰もが安心して成長・生活できる環境を整えることを目指します。

4 計画の施策体系

基本理念	基本目標	施策
安心してこどもを育てられ、こどもがすくすく育つまち寒河江	Ⅰ こども・若者の健やかな育ちを支えるまちづくり	1 妊娠前からの切れ目のない支援
		2 幼児教育・保育の質の向上
		3 こども・若者の権利の擁護
		4 若者の心の健康支援
		5 結婚・妊娠を希望する若者への支援
	Ⅱ 子育てと仕事の両立を支援するまちづくり	1 子育てと仕事の両立支援
		2 放課後児童クラブの充実
		3 経済的負担の軽減
		4 若者・子育て世代の就労支援
	Ⅲ 子育てを地域全体で支えるまちづくり	1 こどもの貧困対策
		2 虐待防止・早期対応
		3 ヤングケアラー支援
		4 障がいのあるこどもへの支援の充実
		5 こども・若者の安全を守る環境整備

第4章

こども・若者世代の施策展開

第4章 こども・若者世代の施策展開

基本目標Ⅰ

こども・若者の健やかな育ちを支えるまちづくり

施策1 妊娠前からの切れ目のない支援

妊娠前から子育て期までを一貫して支援することは、安心してこどもを産み育てられる社会の基盤となります。若い世代には命の尊さや健康習慣の重要性を伝え、将来の健やかな妊娠・出産につなげます。

妊娠期には健診や相談体制を充実させ、妊産婦の心身の健康保持を支援するとともに、出産後も産後ケアや継続的な相談支援を通じて、不安や負担を軽減します。また、こどもを望む家庭への経済的・心理的支援や、家庭環境に応じたきめ細かな対応を進めます。

こうした妊娠前から出産・育児までの切れ目のない支援を、医療・保健・福祉・教育など関係機関と連携して展開することで、すべてのこどもと家庭が安心して暮らせる地域を実現します。

取組名	取組内容
思春期を対象とする事業	こどもが思春期における身体の変化や健康を意識しながら成長していくことが大切であり、生活習慣病の予防や食習慣、10代における命・性の問題等に関して、庁内の健康部門のほか、県事業、小中学校や高校の学校保健委員会や養護教諭との連携・情報共有に努め、健康の知識の普及を図ります。また、妊娠前からの健康づくり（プレコンセプションケア）についての情報発信を図ります。
妊娠を支援する事業（さがえ こうのとり応援事業）	不妊治療の保険適用が始まった後も、生殖補助医療や先進医療では自己負担が大きい状況が続いています。このため、治療費の一部助成を行い、経済的負担を軽減します。また、不育症治療に対する助成も継続し、こどもを望む夫婦を支援します。
妊婦健康診査事業	母子健康手帳交付時等に妊婦健診の必要性及び適正な時期について、あらゆる機会をとらえて周知・啓発に努めていきます。また、妊婦の健康の保持・増進を図るため、健康状態の把握、保健指導を実施するとともに、必要な医学的検査を適時実施します。 産後健診については現在医療機関にて産後2週間健診および産後1か月健診等を実施し、必要時に連携し支援対応を行っておりますが、今後は委託等の実施について検討を行い、医療機関との連携のもと産後うつ等の不調の早期発見対応ができるように努めます。
妊婦等包括相談支援事業	妊娠期から子育て期までの切れ目のない面談や継続的な情報発信を通じた伴走型支援と、給付金を支給する経済的支援と一体的に実施する事業です。総合的支援として実施してきた「寒河江型ネウボウ」とともに、妊産婦が抱える不安や悩みを解消し、安心して出産・子育てができるよう関係機関とも連携しながら本市独自の支援体制を展開します。

取組名	取組内容
産後ケア事業	産後の心身の回復に不安のある産婦や、育児に不安のある産後4か月未満の乳児とその母親を対象に、育児手技や授乳指導等の支援を受けながら、心身の休養と育児不安や負担の軽減を図る目的で、市内外の産婦人科医療機関及び助産院の協力を得て、ショートステイ（宿泊）やデイサービス（日帰り）・母乳ケアを行います。
健康相談	母子健康手帳交付時や健診・相談の場を通じて妊娠・出産・育児に関する相談を行い、不安の軽減に努めます。アセスメントやアンケートによりハイリスク妊婦を早期に把握し、必要な支援や関係機関との連携につなげます。また、健診受診状況を把握し、未受診者へのフォローを行います。
健康教育 （パパ・ママスクール）	妊娠・出産・育児に関する理解を深めるため、夫婦で参加しやすい休日に「パパ・ママスクール」を開催し、体験学習や助産師による講話を行います。また、出産後の母親が地域でつながりを持ちながら相談や交流ができる産後サロンを実施し、孤立感の軽減に努めます。さらに、母子健康手帳交付時や家庭訪問、乳幼児健診の機会を活用し、妊娠中・育児中の喫煙や受動喫煙の防止について情報提供や保健指導を行い、健やかな妊娠・子育て環境づくりを推進します。
乳児家庭全戸訪問事業	乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況並びに養育環境の把握を行い、子育てに関する相談支援・育児に関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適宜適切なサービスの提供に結びつける等の支援を行います。
養育支援訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業の実施結果や母子保健事業等から、養育支援を特に必要とする家庭の児童及びその養育者に対し、訪問支援によって、養育に関する専門的な相談・助言等を行います。出産前で特に支援が必要と認められる妊婦に対しても同様の支援を行います。
乳幼児健康診査	こどもの疾病の早期発見及び発育発達の確認、育児不安の軽減等、育児支援を目的として、3か月児、9か月児、1歳6か月児、3歳児及び5歳児を対象に実施します。未受診児については、家庭訪問や来所相談等、個別支援の充実に努めます。 また、小児科医師・歯科医師・保健師・歯科衛生士・栄養士・臨床心理士等の専門スタッフを活用し、多角的な支援を行います。
健康教育（育児教室）／健康相談（育児相談）	育児に関する不安や悩みの解消、親同士の交流や情報交換の場として、定期的な育児教室や育児相談を実施し、育児全般の知識の普及とともに、特に乳幼児期に大切な事故防止や感染症予防の知識の普及・充実に努めます。 健康相談では、電話や来所相談に随時対応するとともに、家庭訪問や健康診査等の機会をとらえ育児全般の知識の普及と相談窓口の情報提供及び周知を図ります。
子育て世帯訪問支援事業	家事や育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦等がいる家庭に、訪問支援員（ホームヘルパー）が訪問し、家事や育児等の支援を行います。本市では、令和6年度から寒河江市社会福祉協議会に委託して、実施しています。
ペアレントトレーニング	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対し、講義やグループワーク等を通じて、こどもの心身の発達の状況に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等の必要な支援を実施します。

施策2 幼児教育・保育の質の向上

幼児期は人格形成の基盤が培われる重要な時期であり、すべてのこどもが健やかに成長できるよう、教育・保育の質を高めることが求められています。そのため、保育士や幼稚園教諭など専門職の資質向上や研修の充実、適切な配置や処遇改善を図るとともに、教育・保育の現場での実践を支える仕組みを整えます。

また、幼児教育と保育の一体的な推進を進め、カリキュラムの充実、発達段階に応じた支援、特別な配慮を必要とするこどもへのきめ細かな対応を強化します。さらに、家庭や地域と連携し、こどもの生活全体を支える視点に立った教育・保育を推進することで、安心してこどもを預けられる環境と、こどもが豊かに育つ基盤を確立します。

取組名	取組内容
教育施設（幼稚園、認定こども園）の充実	本市には、私立幼稚園 1 か所および認定こども園 5 か所が設置されており、各法人の教育理念に基づく特色ある教育・保育が展開されています。これらの施設は、就学前の児童の健やかな成長を支えるうえで重要な役割を担っています。市としては、各施設との連携を深め、教育・保育の質の一層の向上を図るとともに、環境改善を支援します。 また、幼児教育・保育の無償化制度が円滑に実施されるよう、関係施設と協力しながら適切な運用を支援します。さらに、各法人が認定こども園への移行を希望する場合には、その実現に向けて必要な支援を行います。
保育施設（保育所、認定こども園、地域型保育事業、届出保育施設等）の充実	本市では、平成 29 年 3 月に策定した「寒河江市保育所整備計画」に基づき、市立保育所の民間移管や認定こども園への移行を段階的に進めてきました。令和 7 年 4 月には、市立にしね保育所を「寒河江にしねこども園」として開所するとともに、寒河江大谷幼稚園が認定こども園へ移行し、保育・幼児教育の提供体制をさらに充実させます。 令和 7 年度以降は、市内の保育施設は、市立保育所 4 か所、私立保育所 4 か所、認定こども園 5 か所、地域型保育施設 3 か所、届出保育施設等 3 か所となり、多様な保育ニーズに応えられる体制が整います。今後は、あおぞら保育園の新施設整備を支援するとともに、人口動態や子育て世帯の就労状況を踏まえながら、必要な保育環境の充実に取り組んでいきます。 ・保育所のトイレ、空調設備等の改善、遊具等の新設・改修 等 また、新たな保育施設等の整備や地域型保育事業の認可申請があった場合には、寒河江市子ども・子育て支援推進会議での意見を踏まえ、適切に対応を検討し、市内の保育需要を将来にわたり安定的に満たせるよう計画的に取り組めます。
日常的なこども・子育て支援強化に係る施設整備及び子育て関連施設の環境の改善	日常的に子どもたちが利用する公共施設等におけるこども・子育て支援機能強化に係る施設整備や子育て関連施設等の環境改善により子育て環境の充実を図ります。 ・総合子どもセンターの利用環境の改善（駐車場、トイレ、遊具 等） ・屋内型児童遊戯施設及び屋外遊戯エリアの遊具等の新設・改修 等 ・都市公園等の遊具等の新設・改修 等

取組名	取組内容
地域子育て支援拠点事業	本市では、児童センターと子育て支援センターが一体となった、総合こどもセンター「ゆめはーと寒河江」を開設し、親子の遊び場やふれあい交流の場を提供するとともに、育児に関する相談や講習会の実施、子育てに関する情報提供などを実施しています。 令和7年度以降もこれらの取組を継続し、さらに子育て世帯や児童が利用しやすい施設となるよう、環境整備を進めていきます。
放課後子ども教室推進事業	小学校児童の放課後や週末及び長期休業中における安全で健やかな居場所づくりを推進し、多様な体験・活動プログラムを通して学年間の交流や地域の行事、伝統活動について学ぶ機会を提供しています。
幼稚園、保育所、認定こども園、小学校の連携	保護者が就労等により、昼間家庭にいない小学校の児童を対象に、放課後における適切な遊びや生活の場を提供し児童の健全な育成を図っています。市内すべての小学校区に20か所の放課後児童クラブを設置し、運営については各運営委員会に委託しています。 すべてのクラブで午後7時まで開所しており、ニーズに応じた運営を行っています。また、特別な配慮を必要とする児童について、支援員の研修を実施する等して資質の向上を図るとともに、必要に応じて支援員の加配を行っています。

施策3 こども・若者の権利の擁護

こどもや若者は、一人ひとりがかけがえのない存在であり、安全に守られ、健やかに育ち、意見を表明し尊重される権利を持っています。社会全体でその権利を理解し、尊重することは、将来にわたって安心して暮らせる地域づくりの基盤となります。

このため、子どもの権利条約の理念を踏まえ、虐待やいじめ、貧困などからこども・若者を守る仕組みを強化するとともに、意見を聴き取り政策や地域活動に反映させる環境を整え、すべてのこどもと若者が安心して成長し、将来に希望を持てる社会を実現します。

取組名	取組内容
こども・若者の権利擁護	こども・若者一人ひとりの権利を守り育むため、子どもの権利条約やこども基本法の理念等について広く市民に周知するとともに、人権教育、相談活動等を実施し、こども・若者の権利擁護の推進を図ります。
こども・若者の意見の尊重や参画の促進	こども基本法の理念に基づき、こどもの意見を表明する機会を確保し、その意見を尊重するための仕組みづくりやこどもが政策方針決定過程に参画できる機会の創出に努めます。
各種こども相談事業の充実	教育や心身の発達に関する悩み、いじめ、非行、こどもの虐待等の問題に対応するため、こども自身も気軽に相談できる場や体制の充実に努めるとともに、各種専門職による相談事業との連携を図ります。
こどものいじめ・虐待防止対策の拡充	こどものいじめ・虐待の発生予防・早期発見・早期対応等への支援を図るため、関係機関との連携協力体制を強化します。

施策4 若者の心の健康支援

思春期から青年期にかけては、進学や就職、人間関係などの変化が大きく、心の不調や悩みを抱えやすい時期です。近年はストレスや孤立感、SNS 等を背景とした心の問題、自殺念慮の増加なども課題となっており、早期からの予防や支援が重要です。

そのため、学校や地域での心の健康教育を推進し、若者自身がストレスに気づき対処できる力を育みます。また、専門的な相談体制や医療機関との連携を強化し、必要に応じて切れ目なく支援につなげます。さらに、身近な大人や地域全体で若者の心の不調を早期に発見できる環境を整備し、安心して相談できる居場所や支援の場を広げます。

こうした取組を通じて、若者が心身ともに健やかに成長し、自らの可能性を発揮できる地域づくりをめざします。

取組名	取組内容
相談支援体制の充実	学校やこども家庭センターと連携した「若者相談窓口」を設置し、SNS 等を活用した相談体制を整備します。
心の健康づくりの推進	学校教育や地域活動の中で、ストレス対処法や自己肯定感を育むメンタルヘルス教育を推進します。 また、広報紙や SNS 等を活用し、悩みを抱えた際に相談することの重要性を周知します。
安心できる居場所づくり	若者が自由に集い、交流や活動ができる場を確保し、孤立感の軽減を図ります。 また、ピアサポートの仕組みを導入し、同世代同士の支え合いを促進します。
地域全体での見守りと連携体制の構築	学校、医療機関、福祉、地域団体等が情報を共有し、早期発見・早期対応を徹底します。

施策5 結婚・妊娠を希望する若者への支援

近年、若者のライフスタイルや価値観が多様化しています。若者が自らの主体的な選択により、結婚・出産を望んだ場合にその希望が叶えられるよう、関係機関と連携しながら支援を行います

取組名	取組内容
結婚を希望する若者への支援	県や近隣自治体と連携し、結婚を望む方への出会いの場を創出し、結婚支援に関する情報取得の機会や出会いの機会増加により、結婚に向けた機運の醸成を図ります。 また、婚活費用の経済的支援を実施します。
妊娠を希望する若者への支援	不妊専門相談では、不妊や不育症に悩む夫婦等に対し、不妊・不育に関する医学的・専門的な相談や心の悩み等について専門医が相談に応じ、治療に関する情報提供等を行います。

基本目標Ⅱ

子育てと仕事の両立を支援するまちづくり

施策1 子育てと仕事の両立支援

共働き・共育での社会を実現するために、夫婦が協力して子育てできる環境づくりを働きかけ、ワーク・ライフ・バランスの意識の醸成を進め、男性も育児休業を利用できるようにする等、働き方改革の周知を行っていきます。

取組名	取組内容
仕事と子育ての両立の支援	仕事と子育ての両立支援のために、保育サービス及び放課後児童クラブ等、子育て支援事業の充実を図ります。
ワーク・ライフ・バランスの推進	市内事業所に対しては、メールマガジンや SNS を活用し、有給休暇や育児休暇の積極的な取得を周知するとともに、働きやすい職場環境づくりを推進しています。 また、労働基準局や山形県労働委員会と連携し、長時間勤務の是正や勤務環境の見直しを進め、ワーク・ライフ・バランスの確保を図ります。これらの取組を通じて、男女共同参画社会の実現と働きやすさの向上を一層推進していきます。

施策2 放課後児童クラブの充実

放課後児童クラブは、保護者が働いている家庭の小学生が、放課後や長期休暇中に安心して過ごせる居場所として重要な役割を担っています。こどもたちが安全で快適に過ごし、遊びや学びを通して健やかに成長できるよう、施設環境の整備や支援員の配置、体験活動の充実を進めます。

また、利用ニーズの高まりに対応し、受け入れ体制を拡充するとともに、家庭や学校、地域と連携して、こどもにとって安心できる居場所づくりを推進します。

取組名	取組内容
安心して通える環境づくり	すべての小学校区で放課後児童クラブを運営し、午後 7 時まで開所する体制を維持しながら、保護者や児童のニーズに応じた柔軟な運営を進めます。 また、駐車場整備等により保護者の送迎環境と児童の安全確保を図ります。
支援が必要な児童への対応強化	特別な配慮を必要とする児童に対応できるよう、支援員の研修や加配を行い、一人ひとりに寄り添った支援を充実させます。
施設環境の改善	設備・運営基準に基づき、児童数に応じた環境整備を計画的に進め、安全で快適な保育環境を整備します。
学校再編との連携	小学校の統合に伴い、放課後児童クラブも校内に整備することを基本とし、教育委員会と協議しながら運営主体の在り方も検討します。運営主体の法人化や法人への委託なども視野に入れ、安定した運営体制を確保します。

取組名	取組内容
支援員体制の充実	処遇改善や研修の充実、クラブ間の連携強化により、支援員の資質向上を図り、安心できる放課後の居場所づくりを推進します。

施策3 経済的負担の軽減

子育てにかかる経済的負担を軽減することは、安心して子どもを産み育てられる社会を実現するために欠かせない取組です。教育や保育にかかる費用の負担を和らげるとともに、医療費や出産費用など子育て期の生活に直結する支援を充実させます。

また、所得状況や家庭環境に応じたきめ細かな支援を行うことで、すべての子どもが健やかに成長できる環境を整備します。経済的な理由によって子どもの育ちや学びの機会が制約されることのないよう、社会全体で子育て家庭を支える体制を強化していきます。

取組名	取組内容
幼児教育・保育の無償化	本市では、令和元年10月から3歳以上児を対象とした幼児教育・保育の無償化を実施しているほか、令和3年9月からは県の段階的負担軽減事業に市独自の上乗せを行い、年収470万円未満相当世帯に対し0歳から2歳児までの保育料を無償化しています。 さらに、令和7年度から県の段階的負担軽減事業の拡充に市独自の上乗せを行い、年収470万円以上相当世帯の0歳から2歳児までの保育料を半額としています。 加えて、令和3年度からは副食費の無償化を市独自施策として実施し、子育て家庭の負担軽減を図っています。 今後は、県による段階的負担軽減事業の拡充に合わせて、保育料無償化の対象範囲を広げること検討するとともに、物価上昇等の社会状況を踏まえ、現行施策の必要な見直しを行いながら、幼児教育・保育の無償化に関する支援を継続していきます。
子育て支援医療費支給事業	子育て世帯の経済的な負担軽減を図るため、高校3年生までを対象に、子育て支援医療費支給事業を実施します。
児童手当及び特別児童扶養手当の支給	国の制度に基づき、手続き等に関して遺漏のないよう周知徹底を図りながら、適切な支給に努めます。

施策4 若者・子育て世代の就労支援

子育て期の保護者が安心して働き続けられるよう、就労を支える環境を整えることは重要です。保育や放課後児童クラブなどの利用環境を整備するとともに、育児休業からの円滑な復帰や、多様な働き方に対応した支援を進めます。

また、若者や子育て世代を対象に、キャリア形成や職業訓練の機会を提供し、安定した雇用の確保につなげます。地域の企業や関係機関と連携し、就労と子育ての両立を支援することで、誰もが安心して働き、暮らしを築ける地域社会をめざします。

取組名	取組内容
子育てと両立できる就労環境の整備	短時間勤務や在宅ワークに対応する企業への支援や子育て世代向けのマッチングを図ります。
キャリア相談窓口の設置	若者や子育て世代が、進路・転職・再就職について気軽に相談できる専門相談員を配置します。
就労準備プログラム	就労経験が少ない方に向けて、ビジネスマナーや PC スキル講習を実施します。

施策1 こどもの貧困対策

こどもの貧困は、食事や学習の機会の不足、進学を断念せざるを得ない状況など、こどもの基本的な権利が侵害され、社会的孤立を招く深刻な課題です。

令和4年国民生活基礎調査(厚生労働省)によると、全国のこどもの貧困率は令和3年で 11.5%、9人に1人が貧困状態であるという深刻な状況となっています。とりわけ、ひとり親家庭のこどもの貧困率については 44.5%に達し、約2人に1人が貧困状態であり、国際的に見ても日本のこどもの貧困率は非常に高く、大きな社会問題となっています。また、家庭の貧困状況が、世代を超えて連鎖してしまう傾向があることから、こどもの貧困対策について総合的に取り組むことが喫緊の課題となっています。

令和5年12月には「こども大綱」の中で「こどもまんなか社会」の実現に向けて、良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、すべてのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにすることが掲げられており、令和6年6月には、「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、法律の名称が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改められたほか、こども大綱の記述を踏まえて、「目的」及び「基本理念」において、解消すべき「こどもの貧困」の具体化などがなされています。

それらを踏まえ、貧困を家庭の責任ではなく社会全体の課題として、市をはじめ民間企業や団体が連携・協働し、こどもの貧困問題に対する理解を広め、具体的な支援を届ける体制づくりを進めます。

取組名	取組内容
仕事と子育ての両立の支援	仕事と子育ての両立支援のために、保育サービス及び放課後児童クラブ等、子育て支援事業の充実を図ります。
要保護・準要保護児童生徒への就学援助	経済的な理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学用品費、修学旅行費、学校給食費などの就学に必要な援助を行います。
生活福祉資金貸付事業	低所得世帯であって、各種資金の融資を他から受けられない世帯に、生活支援費や修学費などの貸付を実施します。
児童扶養手当の支給	父母の離婚などによるひとり親、父母にかわって児童を養育している人の家庭生活の安定と自立の促進に向けて、こどもの福祉増進を図ることを目的として支給します。
教育・啓発活動（いじめ防止対策）	生徒指導上の問題への対応として、「いじめ」や暴力行為等の抑止を含めた啓発活動を推進します。
就労に関する相談・情報提供	ひとり親家庭の親や、お子さんの就職、経済的自立などの相談や情報提供に母子父子自立支援員が対応します。

施策2 虐待防止・早期対応

こどもが安心して成長するためには、虐待の発生を未然に防ぐとともに、兆候を早期に発見し、適切に対応する体制が不可欠です。そのため、妊娠期からの見守りや家庭訪問、健康診査などの機会を通じて家庭の状況を把握し、リスクを早期に察知して支援につなげます。

また、こども家庭センターを中心に、福祉・教育・医療・警察などの関係機関が連携し、切れ目のない相談・支援体制を整備します。

こうした取組を通じて、すべてのこどもが安心して暮らし、健やかに育つことのできる地域を実現します。

取組名	取組内容
児童虐待予防防止にむけた関係機関との連携	児童虐待の早期発見・対応にむけて「要保護児童対策地域協議会」を設置し、関係機関等との連携を図りながら、適切な対応ができる取組を目指します。
相談活動の充実	子育て家庭でのこどもへの虐待を未然に防ぐために、こども家庭センター、乳幼児健診や地域子育て支援センターでの相談機会を利用した児童に関する相談活動や育児不安解消にむけた取組を今後も積極的に進めます。

施策3 ヤングケアラー支援

家族の介護や世話などを日常的に担うヤングケアラーは、学業や友人関係、将来の進路に影響を受けやすく、心身の負担や孤立を抱えることがあります。こうしたこどもや若者を早期に把握し、必要な支援につなげることが重要です。そのため、学校や地域、医療・福祉機関との連携を強化し、相談体制の整備や支援窓口の周知を進めます。また、学習や生活を安心して送れるよう、居場所づくりや学習支援を充実させ、本人と家族の両方を支える取組を推進します。ヤングケアラーが一人で抱え込むことなく、自分らしく成長し、将来に希望を持てるよう、地域全体で理解と支援を広げていきます。

取組名	取組内容
早期発見・把握	ヤングケアラーを早期に把握し必要な支援につなげるために、学校を通じて児童生徒に対し任意記名式による実態調査を定期的の実施するとともに、学校等こどもやその家族と接点を持つ関係機関がヤングケアラーの可能性に気づきやすい体制を整えます。
相談支援体制の充実	こども家庭センターが専門性を持ってヤングケアラーの相談窓口となり、こどもや家庭、学校等関係機関等からの相談に応じることができるように体制を整備し、また、要保護児童対策地域協議会を活用し、教育・福祉・医療等の関係機関との連携を図りながら必要な見守りや支援を行える体制を構築します。
社会的理解の促進	学校等こどもやその家族と設定を持つ関係機関と連携し、こども自身や周囲の大人に対して、ヤングケアラーやこどもの権利等についての正しい理解の啓発や相談窓口の周知を行い、地域全体でヤングケアラーを支える環境づくりを進めます。

施策4 障がいのあるこどもへの支援の充実

障がいのあるこどもが安心して成長し、将来に希望を持てるよう、早期からの支援体制を整えます。保育や教育の場で共に育つ環境をつくり、発達段階に応じた適切な支援を行います。

また、医療・福祉・教育の関係機関と連携し、家庭の状況に応じた相談支援や保護者へのサポートを充実させます。地域全体で理解を深め、安心して暮らせる環境を実現します。

取組名	取組内容
特別支援保育の充実	特別支援保育を充実させるため、保育士等の人材確保と研修を強化し、専門性の向上を図ります。あわせて、国の補助制度や市独自の支援を活用し、施設の受入体制と財政的支援を整備していきます。
放課後児童クラブにおける支援強化	放課後児童クラブにおける障がい児受入体制を強化するため、指導員の研修を通じて資質向上を図ります。
発達支援・放課後等デイサービスの充実	放課後等デイサービスや児童発達支援の充実に向け、障害児相談支援事業所と連携を強化し、こどもの状況に応じた適切な指導や訓練を行う施設への通所を支援します。
幼保小中の連携による切れ目ない支援	幼児教育連絡協議会や教育支援委員会、特別支援アドバイザーの活用を通じて、幼保小中の情報を連携し、早期から切れ目のない就学支援に取り組めます。
福祉サービスの充実と保護者負担の軽減	居宅介護や短期入所、紙おむつ支給などの福祉サービスを充実させるとともに、通学支援を市が委託して実施するなど、保護者の負担軽減に取り組めます。

施策5 こども・若者の安全を守る環境整備

全国的に小中高生の自殺が増加している問題に対し、SOS の出し方や受け止め方を学ぶ教育を行うことや、相談体制を強化、長期休暇前の啓発活動など自殺対策計画と連携し、包括的な自殺予防対策を進めます。

インターネットの利用が低年齢化する中、情報リテラシー教育やフィルタリングの活用を推進し、有害情報や犯罪被害から守るための啓発活動を行います。

性犯罪や性暴力、事故、災害から守るため、安全教育や防犯対策を強化し、社会全体でこどもの成長を見守る環境づくりに努めます。

取組名	取組内容
自殺対策	関係機関と連携しつつ、学校での悩みや家庭問題、生活困窮、育児・介護疲れ等から生じる不安感や孤立感により自殺の危険性が高い人を早期発見し、相談や専門機関につなげられるよう連携を図ります。
インターネット利用における安心安全の確保	こども・若者が安心してインターネットを利用できるよう、情報リテラシー教育の充実や、フィルタリング・ペアレンタルコントロールの活用推進などを進め、安全を守る環境を整備します。
防犯対策の充実	こどもに関する犯罪の発生状況や危険か所等に関する情報については、警察署と連携して学校や保護者に適宜提供し、犯罪被害の未然防止に努めます。 また、関係機関等の協力を得ながら市民の防犯意識の向上に努めるとともに、学校、家庭、地域の連携を強化し、こどもに対する見守り活動や防犯指導、非行防止の充実を図ります。 加えて、こどもが犯罪の被害に遭わないよう、学校やPTA活動等の場を利用して防犯講習等により意識を高めます。
地域での見守り	防犯協会やPTAで児童の見守りパトロールを実施するなどの活動を強化しています。 民間団体による自主的な防犯活動の拡大に向けて支援しています。
交通安全の推進	就学前のこどもについては、市内幼稚園及び保育所等幼児施設と連携して、交通安全に関する基礎教育の充実・強化に努めます。 また、小学生及び中学生の児童・生徒については、通学路の要所に交通指導員や通学サポーターを配置するとともに、各学校及び関係機関等と連携して交通ルールの遵守やヘルメットの着用、自転車の安全な利用等について、周知及び指導の徹底を図ります。
防災活動	災害時に要援護者となる可能性の高い高齢者・障がい者・幼児等への災害予防対策については、市の地域防災計画に基づき取り組むとともに、防災意識の普及啓発と、市内の就学前施設・小中学校での避難訓練を実施します。

第5章

計画の推進体制

第5章 計画の推進体制

1 計画の推進に向けた役割

本計画は、こども計画として既存の各法令に基づく計画を一体的に策定しており、児童福祉、保健、医療、教育など広範囲に関わるものです。

このため、計画の推進にあたっては、行政だけではなく、子育て当事者やこども・若者など市民の参画のもと、企業や関係団体が互いに連携しながら一体となって進めていくことが重要です。

次代を担うこどもの健やかな成長を見守り、育んでいくため、それぞれの役割や責任を再認識し、関係機関の連携をより一層強め、計画の実現に向けた取り組みを次のように進めていきます。

(1)市民や関係団体などとの連携

子育てを社会全体で支援していくためには、行政だけでなく、保育所、認定こども園、小学校、教育・保育関係者、子育てに関わる関係団体・機関などが相互に連携し、情報を共有しながら、地域子ども・子育て支援事業の推進と調整を図っていくことが重要です。

また、家庭、地域、学校、企業、行政それぞれが、子育てやこどもの健全育成に対する責任や、自ら果たすべき役割を認識し、互いに協力しながら子育て支援に関わるさまざまな施策を計画的・総合的に推進します。

(2)地域の人材の確保と連携

子育てに関する市民の多様なニーズに対応するため、保育士、幼稚園教諭などの子育てに関わる資格取得者だけではなく、高齢者、ボランティアや子育て経験者など、地域のさまざまな子育てを支援する幅広い人材の確保・育成に努めます。

(3)市民・企業などの参加・参画の推進

全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を実現していくためには、市民や企業、関係団体の理解と協力が必要です。

また、こども基本法では、こども施策の基本理念として、「こども・若者の年齢及び発達の程度に応じた意見表明機会と社会参画機会の確保、その意見の尊重と最善の利益の優先考慮」が定められています。

こうしたことから、本計画では、こども・若者を含めた市民や企業、関係団体などの意見表明の機会、参加・参画を推進します。

(4) 庁内推進体制

各施策を効果的かつ確実に進めていくために、既存の子育て支援に加え、複雑化・複合化したニーズにも対応するために重層的支援体制整備事業での包摂的・包括的な支援ができるよう、保健・福祉・医療をはじめ教育などの関係各部課や関係機関と連携し、庁内の推進体制の強化を図ります。

また、すべての職員が、こどもやその家庭の状況に配慮し、各自の職務を遂行することができるよう、職員のこども施策に関する知識と意識を高めていきます。

(5) 国・県などとの連携

市民に最も身近な行政である市は、こどもやその家庭のニーズを的確に把握し、国や県、近隣市町村との連携を深め、必要に応じて協力を要請しつつ計画を推進します。

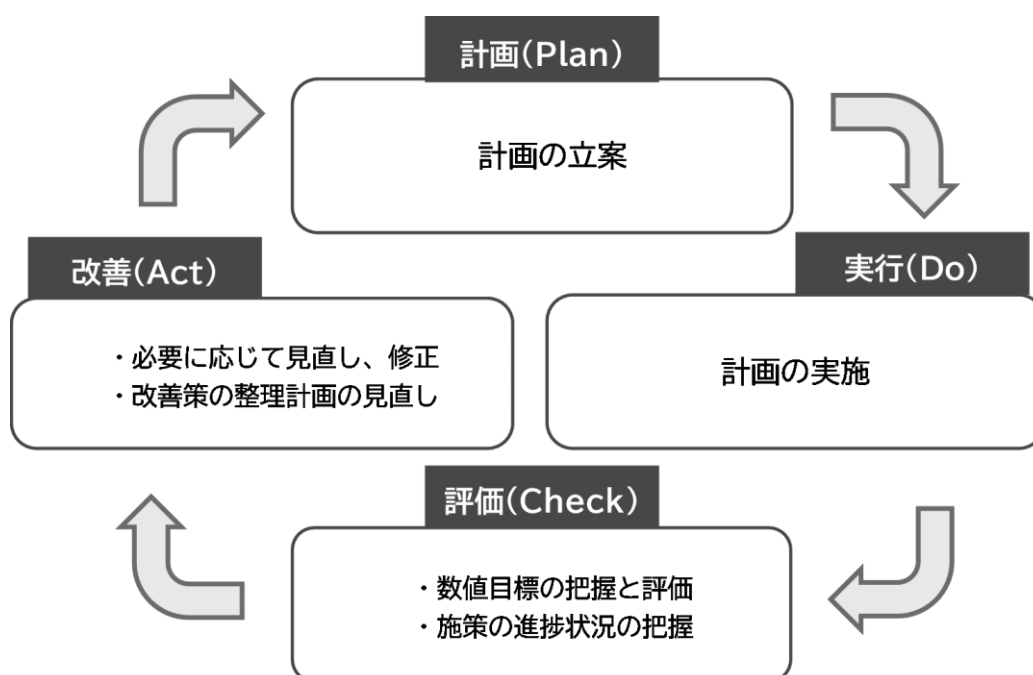
また、この計画の取り組みは市が単独で実施できるものばかりではなく、法律や制度に基づく事業もあるため、施策や制度の提案・提言、必要な行政上の措置の要望を行うとともに、密接な連携を図りながら施策を推進します。

2 計画の点検・評価・改善

(1)計画の点検・評価と見直し

本計画に基づく取組の実施に当たっては、年度ごとに点検・評価を行い、その結果を踏まえたうえで取組の充実・見直しを検討する等、PDCA サイクルを確保し本計画を計画的かつ円滑に推進することが重要です。

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、「子ども・子育て支援推進会議」において、施策の実施状況について点検、評価し、これに基づいて対策を実施するものとします。



(2)計画の公表、市民意見の反映

ホームページなどを活用し、本計画に基づく取組や事業の進捗状況を広く公表していくことで、市民への浸透を図ります。また、機会をとらえて市民意見を把握し、市民目線を生かした施策・事業の推進を図ります。

